

第4章 オプション試算

第1節 オプション試算の位置づけ

第2節 オプションA

第3節 オプションB

第4節 オプションAとBの組み合わせ試算及び参考試算

第 1 節

オプション試算の位置づけ

2014(平成 26)年財政検証では、社会保障制度改革国民会議の報告書において提示された年金制度の課題の検討に資するような検証作業を行うべきとされており、法律で要請されている現行制度に基づく「財政の現況及び見通し」の作成に加え、これらの課題の検討に資するよう、制度改革を仮定したオプション試算も行った。

前回の 2014(平成 26)年財政検証におけるオプション試算は、社会保障審議会年金部会等においても、改革の必要性や効果についての共通認識を形成する上で非常に重要な役割を果たしたものと評価されており、2019(令和元)年財政検証においても年金部会での議論等を踏まえたオプション試算を行った。

オプション試算の実施に当たっては、年金部会の議論を踏まえ、どのような試算を行うか検討し、その結果、2つのオプション試算と参考試算を実施した。具体的には、

○オプション A 被用者保険の更なる適用拡大

○オプション B 保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択

○参考試算 2016(平成 28)年年金改革法による年金額改定ルールの効果について、マクロ経済スライドの終了時期や終了後の給付水準等について試算を行っている。

なお、オプション試算は、今後の年金制度における課題の検討材料という位置づけで、様々な議論のベースを提供するものであり、今回の試算内容がそのまま制度化されることを前提に行ったものではないことに留意する必要がある。

以下、各オプション試算について、試算の内容や結果を解説する。なお、詳細な収入や支出の状況を示した財政見通しは、第 5 章にまとめて掲載している。

第 2 節

オプション A

1. 試算の前提

被用者保険の適用拡大については、2016(平成 28)年 10 月から i 週労働時間 20 時間以上、ii 月額賃金 8.8 万円以上、iii 勤務期間 1 年以上見込み、iv 学生以外、v 従業員 501 人以上の企業等、の要件を満たす短時間労働者に適用拡大され、更に 2017(平成 29)年 4 月から、500 人以下の企業で労使合意に基づき、企業単位で短時間労働者への適用拡大を可能とする(国、地方公共団体は規模に関わらず適用)こととされた。なお、2018(平成 30)年度末での短時間被保険者数は 43.5 万人が適用されている。

オプション試算では、この要件を更に緩和し、更なる適用拡大を実施する場合の影響を試算することとした。

具体的には、以下の 3 つの試算を行った(第 4-2-1 図)。

適用拡大①(125 万人ベース)；現行の企業規模要件を廃止した場合

- ・ 所定労働時間週 20 時間以上の短時間労働者の中で、一定以上の収入(月 8.8 万円以上)のある者(125 万人)に適用拡大し、その後は、短時間労働者の中で適用される者の比率が一定と仮定した場合。

適用拡大②(325 万人ベース)；現行の賃金要件、企業規模要件を廃止した場合

- ・ 対象外となる者を除いて、所定労働時間週 20 時間以上の短時間労働者全体に適用拡大。なお、対象外の者は、学生、勤務期間 1 年未満の者、非適用事業所の雇用者としている。

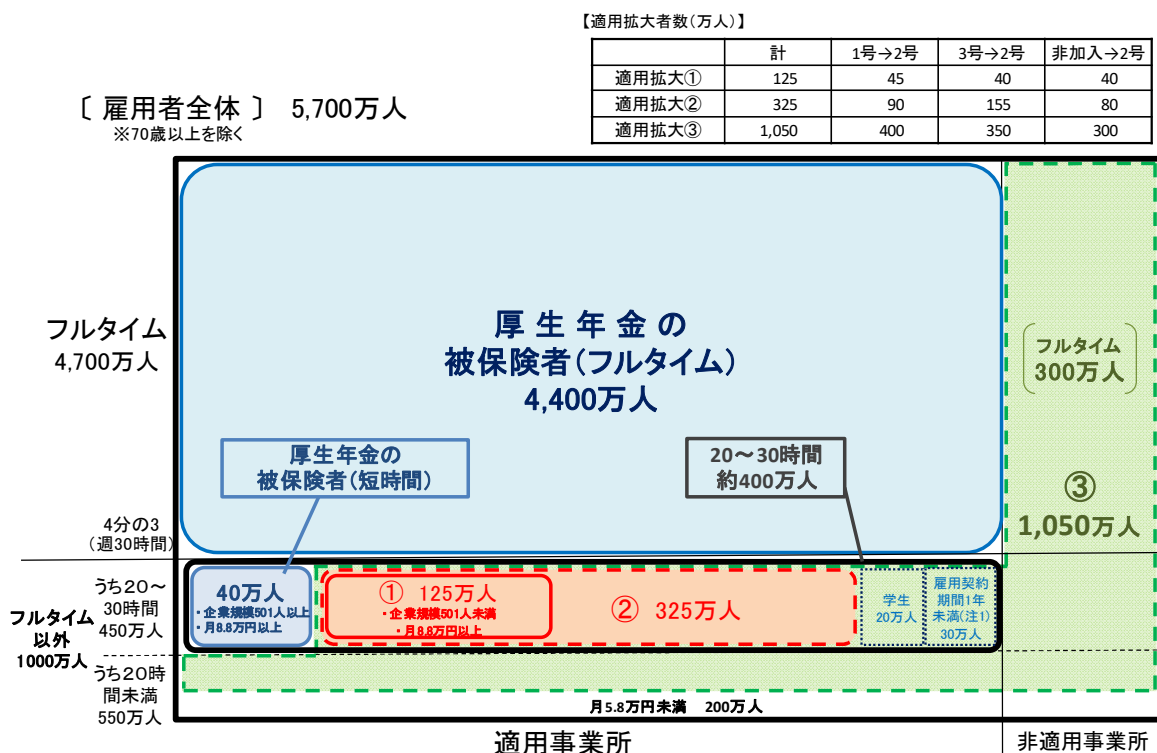
適用拡大③(1,050 万人ベース)；一定の賃金収入(月 5.8 万円以上)がある全ての被用者へ適用拡大した場合

- ・ 学生、勤務期間 1 年未満の者、非適用事業所の雇用者についても適用拡大の対象。(雇用者の中で月 5.8 万円未満の者のみ対象外)

なお、施行年度については試算便宜上、2024(令和 6)年 4 月より実施するものと仮定した。

また、国民年金第 1 号被保険者の納付率の前提について、適用拡大に伴って納付率の低い短時間労働者等が厚生年金の適用となるため、納付率が上昇することを織り込んでおり、①の場合で 0.2%程度、②の場合で 0.4%程度、③の場合で 2.4%上昇するものとしている。

第4-2-1図 オプションA（被用者保険の更なる適用拡大）における 適用拡大対象者数（2018年度時点）



注1. 雇用契約期間1年未満の者のうち更新等で同一事業所で1年以上雇用されている者は除いている。

注2. 「労働力調査2018年平均」、「平成28年公的年金加入状況等調査」、「平成29年就業構造基本調査」の特別集計等を用いて推計したもの。

(1) 適用拡大①、②の対象者数

適用拡大対象者数の推計に当たっては、「労働力調査」の特別集計結果、「平成28年公的年金加入状況等調査」の特別集計結果、「平成29年就業構造基本調査結果」を活用している。

まず、労働力調査の特別集計より、非正規の職員・従業員のうち週労働時間が20～30時間の者は約450万人である。これに公的年金加入状況等調査の特別集計から算出した、適用事業所で雇用されている者の割合を乗じることで、適用事業所で雇用されている週20～30時間以上の短時間雇用者数が約400万人と推計される。この約400万人から既に適用となっている短時間被保険者約40万人を除くことで、適用事業所における厚生年金被保険者でない週の所定労働時間20～30時間の短時間雇用者は380万人（うち第1号被保険者110万人、第3号被保険者170万人、非加入者100万人）と推計している。なお、加入制度別については公的年金加入状況等調査の特別集計から加入制度別の割合を算出し推計している（第4-2-2表）。

第 4－2－2 表 適用事業所における厚生年金被保険者でない週 20～30 時間の
短時間雇用者数

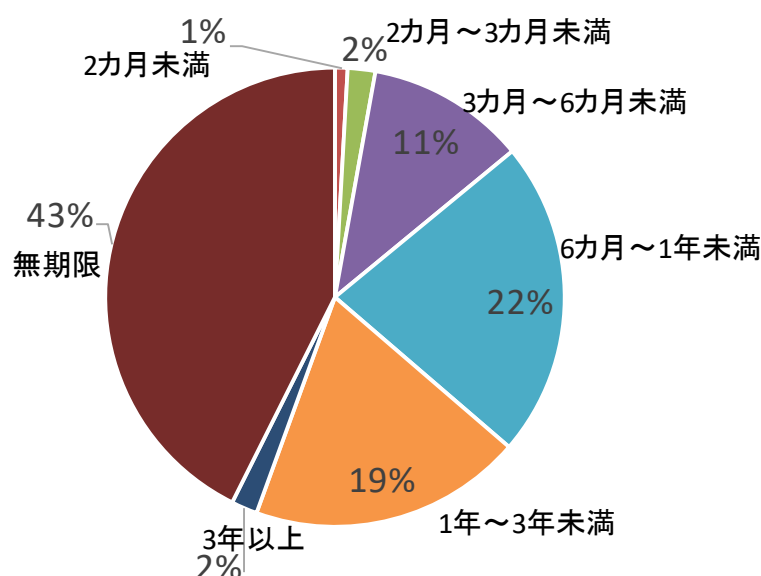
男女計				男性				女性			
	第1号	第3号	非加入		第1号	第3号	非加入		第1号	第3号	非加入
380	110	170	100	70	30	0	40	310	80	170	60

(資料) 総務省統計局「労働力調査」(特別集計結果)、厚生労働省「平成 28 年公的年金加入状況等調査」
(特別集計結果)、総務省統計局「平成 29 年就業構造基本調査結果」

このうち学生については、公的年金加入状況等調査の特別集計の結果によると約 6 % となっていることから 20 万人と推計される。また、雇用契約期間 1 年未満の者の割合は同様の特別集計により約 4 割となっているが、勤務期間要件については、契約上雇用期間が 1 年以上である場合だけでなく、契約上の雇用期間が 1 年未満であったとしても、更新の可能性がある場合には「1 年以上見込み」として取り扱うこととされている。就業構造基本調査結果による雇用契約期間 1 年以下のうち在籍期間 1 年以上の者は約 8 割であることから、少なくともこの者は勤務期間要件で除外される者でないことが考えられる。これらにより勤務期間要件で除外される者は約 30 万人と推計している。

以上より、適用拡大②の対象者は約 325 万人(うち第 1 号被保険者 110 万人、第 3 号被保険者 170 万人、非加入者 100 万人)と推計している(第 4－2－4 表)。

第 4－2－3 図 週 20～30 時間の短時間雇用者の雇用契約期間別分布



(資料) 2016(平成 28)年公的年金加入状況等調査(特別集計結果)

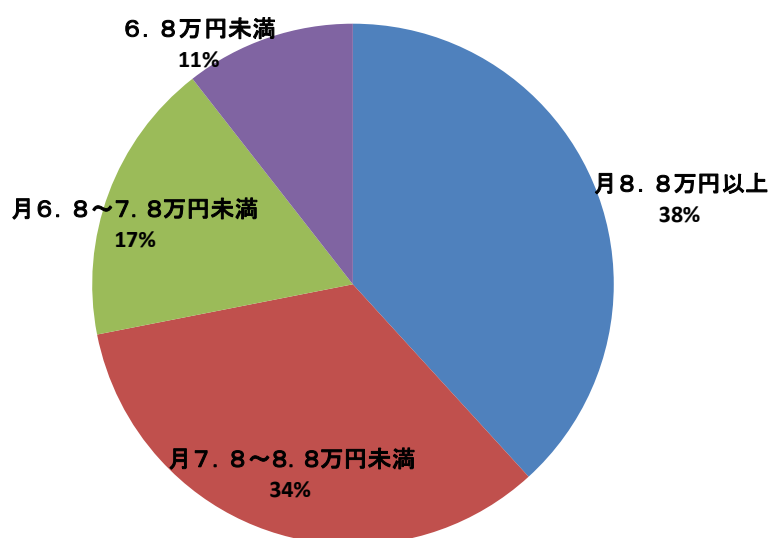
第 4 - 2 - 4 表 適用拡大②（賃金要件、企業規模要件を廃止した場合）の
対象者数

男女計				男性				女性			
	第1号	第3号	非加入		第1号	第3号	非加入		第1号	第3号	非加入
325	90	155	80	50	20	0	30	275	70	155	50

（資料）総務省統計局「労働力調査」（特別集計結果）、厚生労働省「平成 28 年公的年金加入状況等調査」（特別集計結果）、総務省統計局「平成 29 年就業構造基本調査結果」

この適用拡大②の対象者のうち、月 8.8 万円以上の雇用者が適用拡大①の対象者となる。公的年金加入状況等調査の特別集計により月 8.8 万円以上の者の割合は約 4 割となっていることから、適用拡大①の対象者は約 125 万人（うち第 1 号被保険者 45 万人、第 3 号被保険者 40 万人、非加入者 40 万人）と推計している（第 4 - 2 - 6 表）。

第 4 - 2 - 5 図 週 20～30 時間の短時間雇用者（学生等除く）における
基本給（月額）分布



（資料）2016(平成 28)年公的年金加入状況等調査（特別集計結果）

第 4 - 2 - 6 表 適用拡大①（企業規模要件を廃止した場合）の対象者数

男女計				男性				女性			
	第1号	第3号	非加入		第1号	第3号	非加入		第1号	第3号	非加入
125	45	40	40	30	10	0	20	95	35	40	20

（資料）総務省統計局「労働力調査」（特別集計結果）、厚生労働省「平成 28 年公的年金加入状況等調査」（特別集計結果）、総務省統計局「平成 29 年就業構造基本調査結果」

（２）適用拡大③の対象者数

適用拡大③の対象者数は、非適用事業所に勤務する所定労働時間週 30 時間以上の者（第 4－2－1 図における適用拡大③の対象者（フルタイム））と所定労働時間週 30 時間未満の者のうち月 5.8 万円以上の者に分けて推計を行っている。

前者の人数については、労働力調査によると、所定労働時間週 30 時間以上の雇用者は約 4,700 万人であり、そのうち厚生年金の被保険者として適用されている者は約 4,400 万人であるから、約 300 万人と見込まれる。

また、後者の人数については、労働力調査によると、所定労働時間週 30 時間未満の雇用者は約 1,000 万人であり、そのうちすでに適用となっている 40 万人を除く雇用者のうち月収 5.8 万円未満の者は、公的年金加入状況等調査の特別集計により推計すると約 2 割であることから、約 750 万人と見込まれる。

したがって、適用拡大③の対象者数は、これらを合計して約 1,050 万人（うち第 1 号被保険者 400 万人、第 3 号被保険者 350 万人、非加入者 300 万人）と見込まれる。

（３）適用拡大①、②による納付率の変化

適用拡大の対象となる短時間労働者には、現行制度では第 1 号被保険者として国民年金保険料を納付することとなっている者がいるが、これらの者に係る納付率は第 1 号被保険者全体の平均値よりも低いと考えられるため、適用拡大によって納付率の上昇が見込まれる。この影響は、「平成 26 年国民年金被保険者実態調査」の結果を活用して推計している。

この調査結果における「臨時・パート」である者、それ以外の者について、「完納者」、「一部納付者」及び「滞納者」の人数を基に、納付率が 70%のときのそれぞれの納付率を「臨時・パート」である者は 63%程度、それ以外の者は 73%程度と見込んでいる。

次に、第 1 号被保険者から第 2 号被保険者となる者は、前述のとおり 45 万人と見込んでいるが、これらの者には全額免除者や若年納付猶予者が含まれていることを考慮した上で、適用拡大後における第 1 号被保険者の納付状況の構成を見込むと、「臨時・パート」は約 27%、それ以外の者は約 73%となるので、納付率は 70.2%となり、0.2%程度上昇するものとしている。

また、適用拡大①で見込んだ方法と同様の考え方で、適用拡大②は、0.4%程度上昇するものとしている。

（４）適用拡大③による納付率の変化

適用拡大①、②で見込んだ方法と同様の考え方であるが、非適用事業所に勤

務する所定労働時間週 30 時間以上の者も対象に含まれることから、同調査結果における「常用雇用」の者もあわせて考える。この場合、同調査結果における「臨時・パート」及び「常用雇用」である者の納付率を 63%程度、それ以外の者は 75%程度と見込んだ上で、適用拡大後における第 1 号被保険者の納付状況の構成を見込むと、「臨時・パート」及び「常用雇用」は約 24%、それ以外の者は約 76%となるので、納付率は 72.2%となり、2.2%程度上昇するものとしている。

2. 試算結果

前述の前提の下で、被用者保険の更なる適用拡大を行った場合における給付水準調整の終了年度や将来の給付水準の変化の度合いについて試算した結果については、適用拡大①については第 4-2-7 図、適用拡大②については第 4-2-8 図、適用拡大③については第 4-2-9 図のとおりである。なお、人口の前提は出生中位・死亡中位、経済前提はケースⅠ、ケースⅢ及びケースⅤの場合を示している。

第 4-2-7 図 オプション A-①
(現行の企業規模要件を廃止 (約 125 万人拡大))

○ 被用者保険の適用対象となる企業規模要件を廃止 (125 万人ベース) した場合
所定労働時間週 20 時間以上の短時間労働者の中で、一定以上の収入 (月 8.8 万円以上) のある者 (125 万人) に適用拡大し、その後は、短時間労働者の中で適用される者の比率が一定と仮定した場合
・月 8.8 万円未満の者、学生、雇用契約期間 1 年未満の者、非適用事業所の雇用者については適用拡大の対象外。
・試算の便宜上、2024 年 4 月に更なる適用拡大を実施した場合として試算。また、更なる適用拡大による就労の変化は見込んでいない。

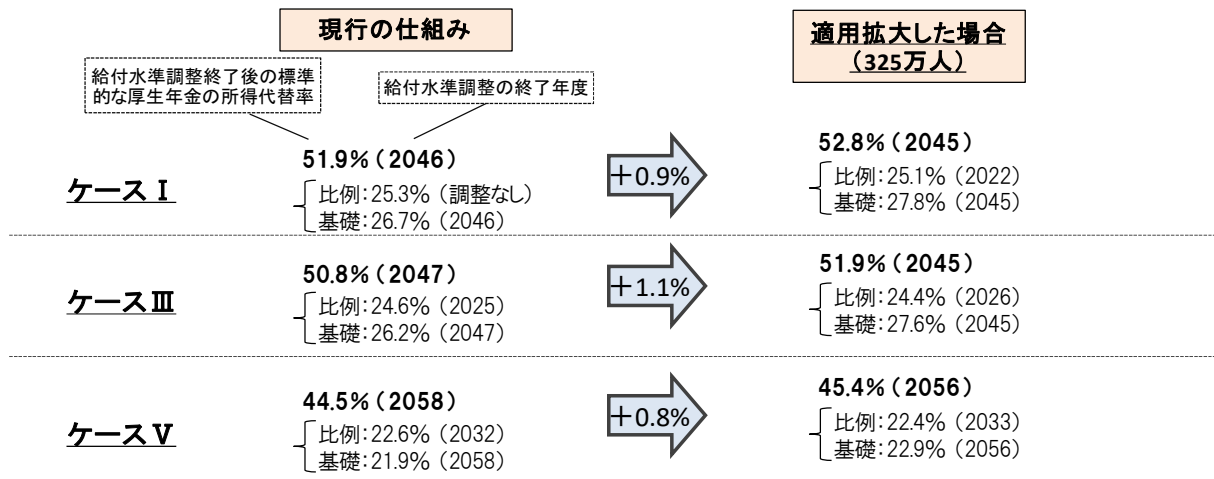
	現行の仕組み		適用拡大した場合 (125 万人)
	給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率	給付水準調整の終了年度	
ケースⅠ	51.9% (2046) [比例: 25.3% (調整なし) 基礎: 26.7% (2046)]	+0.5%	52.4% (2045) [比例: 25.2% (2021) 基礎: 27.2% (2045)]
ケースⅢ	50.8% (2047) [比例: 24.6% (2025) 基礎: 26.2% (2047)]	+0.5%	51.4% (2046) [比例: 24.5% (2025) 基礎: 26.8% (2046)]
ケースⅤ	44.5% (2058) [比例: 22.6% (2032) 基礎: 21.9% (2058)]	+0.4%	45.0% (2057) [比例: 22.5% (2032) 基礎: 22.4% (2057)]

注1: 人口の前提は、中位推計 (出生中位、死亡中位)

注2: 国民年金の納付率は、納付率の低い短時間労働者が厚生年金適用となるため 0.2% 程度上昇する前提。

第4-2-8図 オプションA-②
(賃金要件、企業規模要件を廃止(約325万人拡大))

- 被用者保険の適用対象となる賃金要件、企業規模要件を廃止(325万人ベース)した場合
対象外となる者を除いて、所定労働時間週20時間以上の短時間労働者全体に適用拡大
・学生、雇用契約期間1年未満の者、非適用事業所の雇用者については適用拡大の対象外。
・試算の便宜上、2024年4月に更なる適用拡大を実施した場合として試算。また、更なる適用拡大による就労の変化は見込んでいない。

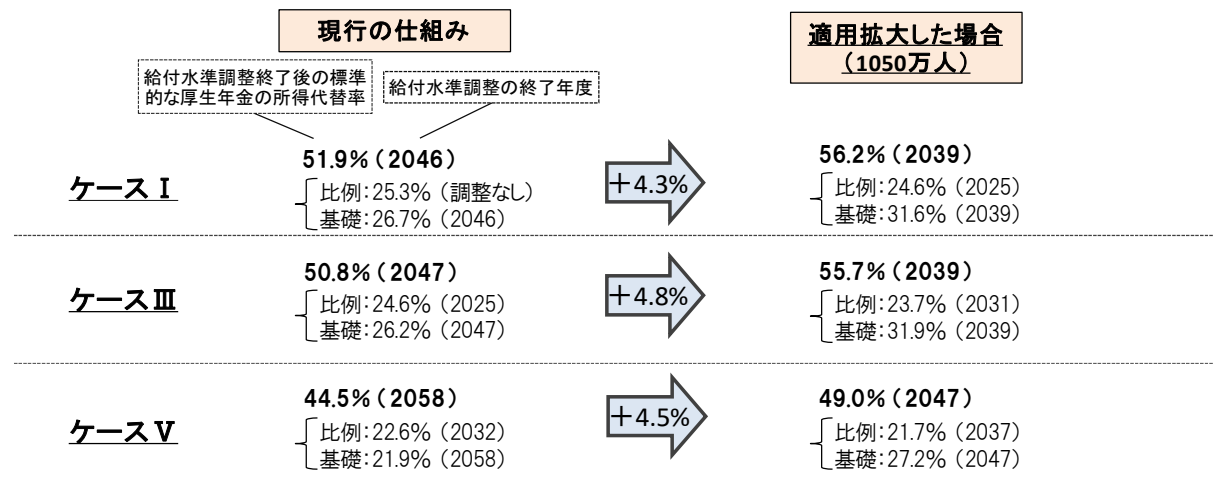


注1: 人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)

注2: 国民年金の納付率は、納付率の低い短時間労働者が厚生年金適用となるため0.4%程度上昇する前提。

第4-2-9図 オプションA-③
(一定以上の収入のある全雇用者を適用(約1,050万人拡大))

- 一定以上の収入のある全雇用者を適用(1,050万人ベース)した場合
一定以上の収入(月5.8万円以上)のある、全ての雇用者に適用拡大
・雇用者の中で月5.8万円未満の者のみ適用拡大の対象外。学生、雇用契約期間1年未満の者、非適用事業所の雇用者についても適用拡大の対象。
・試算の便宜上、2024年4月に更なる適用拡大を実施した場合として試算。また、更なる適用拡大による就労の変化は見込んでいない。



注1: 人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)

注2: 国民年金の納付率は、納付率の低い短時間労働者等が厚生年金適用となるため2.4%程度上昇する前提。

所得代替率については、現行と比べ、適用拡大①の場合については0.4～0.5%、適用拡大②の場合については0.8～1.1%、適用拡大③の場合については4.3～4.8%それぞれ改善する結果となっている。また、スライド調整終了年度を見ると、特に適用拡大③の場合、7～11年早くなっている。この内訳を見ると、いずれの場合も基礎年金部分が改善し、報酬比例部分は横ばいか若干の低下となっていることが確認できる。

基礎年金部分が改善したのは、国民年金の財政が改善したためである。これは、適用拡大により短時間労働者等の第1号被保険者が厚生年金の適用を受けることに伴い、第1号被保険者数が減少することとなるが、これにより第1号被保険者1人当たりの国民年金の積立金が増加し、給付水準を下支えする積立金効果が大きくなったことによるものである。

一方、報酬比例部分については、基礎年金の給付水準が上昇すると、18.3%に固定された厚生年金の保険料のうち基礎年金に充てる分が大きくなり、報酬比例部分に充てられる分が減少することから、報酬比例部分の給付水準が低下することとなる。しかしながら、報酬比例部分の給付水準が若干の低下に留まっているのは、

- ・ 基礎年金の給付水準の増加の半分は、国庫負担に増加により賄われること
- ・ 適用拡大③によって新たに適用となる被保険者の300万人はフルタイム労働者で一定の保険料負担が可能であること
- ・ 第3号被保険者であった者が厚生年金保険に適用され、新たに厚生年金保険料を負担するようになったこと

が影響している。以上のことから、基礎年金と報酬比例年金を合わせた所得代替率が大幅に改善している。

3. オプションAにおける被保険者数の将来見通しと財政見通し

(1) 被保険者数の将来見通し

オプションAにおける被保険者数の将来見通しについて、オプションA－①(約125万人拡大)の場合を示したものが第4－2－10表、オプションA－②(約325万人拡大)の場合を示したものが第4－2－11表、オプションA－③(約1,050万人拡大)の場合を示したものが第4－2－12表である。

第4-2-10表 公的年金被保険者数の将来見通し
オプションA-①（現行の企業規模要件を廃止（約125万人拡大））

○ 人口：出生中位、死亡中位 労働：労働参加が進むケース（ケースⅠ～ケースⅢ）

年 度	公的年金 被保険者計	第1号 被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険 者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等 を勘案して設定した 一定率(0.3%)を 加えた率 ②
			合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金	合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金		
西暦（令和）	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2019（元）	67.3	14.6	44.3	39.9	4.5	8.3	7.5	0.9	0.1	-0.2
2020（2）	66.9	14.4	44.4	39.9	4.5	8.1	7.3	0.9	0.1	-0.2
2021（3）	66.5	14.2	44.4	39.9	4.4	8.0	7.1	0.8	0.0	-0.3
2022（4）	66.1	14.0	44.3	39.9	4.4	7.8	7.0	0.8	-0.2	-0.5
2023（5）	65.7	13.8	44.2	39.8	4.4	7.6	6.8	0.8	-0.4	-0.7
2024（6）	65.7	13.1	45.6	41.2	4.4	7.0	6.3	0.7	-0.6	-0.9
2025（7）	65.2	12.8	45.5	41.1	4.4	6.8	6.1	0.7	-0.6	-0.9
2030（12）	62.5	11.6	45.0	40.7	4.2	5.9	5.3	0.6	-0.8	-1.1
2035（17）	58.6	10.2	43.2	39.1	4.1	5.2	4.6	0.6	-1.2	-1.5
2040（22）	55.0	9.4	40.9	37.0	3.9	4.7	4.2	0.5	-1.3	-1.6
2050（32）	48.4	8.4	35.8	32.2	3.6	4.2	3.7	0.5	-1.2	-1.5
2060（42）	43.7	7.6	32.4	29.1	3.3	3.8	3.3	0.4	-1.0	-1.3
2070（52）	39.2	6.8	29.1	26.1	2.9	3.4	3.0	0.4	-1.1	-1.4
2080（62）	34.9	6.0	25.9	23.3	2.6	3.0	2.7	0.4	-1.2	-1.5
2090（72）	31.4	5.4	23.2	20.9	2.3	2.7	2.4	0.3	-1.1	-1.4
2100（82）	28.1	4.9	20.8	18.7	2.1	2.4	2.1	0.3	-1.1	-1.4
2110（92）	25.1	4.3	18.6	16.7	1.9	2.2	1.9	0.3	-1.1	-1.4
2115（97）	23.7	4.1	17.6	15.8	1.8	2.0	1.8	0.2	-1.1	-1.4

（注1）被保険者数は年度間平均値である。

（注2）①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値（年平均）である。

マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

○ 人口：出生中位、死亡中位 労働：労働参加が一定程度進むケース（ケースⅣ・ケースⅤ）

年 度	公的年金 被保険者計	第1号 被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険 者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等 を勘案して設定した 一定率(0.3%)を 加えた率 ②
			合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金	合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金		
西暦（令和）	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2019（元）	67.2	14.6	44.3	39.8	4.5	8.4	7.5	0.9	0.1	-0.2
2020（2）	66.8	14.5	44.2	39.7	4.5	8.2	7.3	0.9	0.1	-0.2
2021（3）	66.4	14.4	44.0	39.6	4.4	8.1	7.2	0.8	0.0	-0.3
2022（4）	66.0	14.3	43.8	39.3	4.4	7.9	7.1	0.8	-0.2	-0.5
2023（5）	65.5	14.1	43.5	39.1	4.4	7.8	7.0	0.8	-0.5	-0.8
2024（6）	65.3	13.5	44.5	40.1	4.4	7.3	6.5	0.8	-0.6	-0.9
2025（7）	64.7	13.4	44.2	39.8	4.4	7.2	6.4	0.7	-0.7	-1.0
2030（12）	61.6	12.5	42.6	38.4	4.2	6.5	5.8	0.7	-0.9	-1.2
2035（17）	57.5	11.1	40.7	36.6	4.1	5.7	5.1	0.6	-1.3	-1.6
2040（22）	53.7	10.1	38.4	34.5	3.9	5.2	4.6	0.6	-1.3	-1.6
2050（32）	47.4	9.0	33.8	30.2	3.6	4.6	4.1	0.5	-1.2	-1.5
2060（42）	42.9	8.2	30.5	27.3	3.3	4.1	3.6	0.5	-1.0	-1.3
2070（52）	38.4	7.3	27.4	24.5	2.9	3.7	3.3	0.4	-1.1	-1.4
2080（62）	34.2	6.5	24.4	21.8	2.6	3.3	2.9	0.4	-1.2	-1.5
2090（72）	30.7	5.9	21.9	19.5	2.3	3.0	2.6	0.4	-1.1	-1.4
2100（82）	27.6	5.3	19.6	17.6	2.1	2.7	2.3	0.3	-1.1	-1.4
2110（92）	24.6	4.7	17.5	15.7	1.9	2.4	2.1	0.3	-1.1	-1.4
2115（97）	23.3	4.4	16.6	14.8	1.8	2.2	2.0	0.3	-1.1	-1.4

（注1）被保険者数は年度間平均値である。

（注2）①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値（年平均）である。

マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

○ 人口:出生中位、死亡中位 労働:労働参加が進まないケース(ケースⅥ)

年 度	公的年金 被保険者計	第1号 被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険 者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等 を勘案して設定した 一定率(0.3%)を 加えた率 ②
			合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金	合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金		
西暦(令和)	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2019(元)	67.2	14.7	44.1	39.7	4.5	8.4	7.5	0.9	0.1	-0.2
2020(2)	66.8	14.6	43.9	39.4	4.5	8.3	7.5	0.9	0.1	-0.2
2021(3)	66.3	14.6	43.5	39.1	4.4	8.2	7.4	0.9	0.0	-0.3
2022(4)	65.9	14.6	43.1	38.7	4.4	8.1	7.3	0.9	-0.3	-0.6
2023(5)	65.3	14.6	42.8	38.3	4.4	8.0	7.2	0.8	-0.5	-0.8
2024(6)	65.2	14.1	43.6	39.2	4.4	7.5	6.7	0.8	-0.7	-1.0
2025(7)	64.6	14.0	43.2	38.8	4.4	7.4	6.6	0.8	-0.7	-1.0
2030(12)	61.4	13.2	41.3	37.1	4.2	6.9	6.1	0.7	-0.9	-1.2
2035(17)	57.2	11.7	39.3	35.2	4.1	6.2	5.5	0.7	-1.3	-1.6
2040(22)	53.4	10.8	36.8	32.9	3.9	5.8	5.1	0.7	-1.4	-1.7
2050(32)	47.1	9.6	32.3	28.7	3.6	5.2	4.6	0.6	-1.2	-1.5
2060(42)	42.6	8.7	29.2	26.0	3.3	4.6	4.1	0.6	-1.0	-1.3
2070(52)	38.2	7.8	26.2	23.3	2.9	4.1	3.6	0.5	-1.1	-1.4
2080(62)	34.0	6.9	23.4	20.8	2.6	3.7	3.3	0.4	-1.2	-1.5
2090(72)	30.6	6.2	21.0	18.6	2.3	3.3	2.9	0.4	-1.1	-1.4
2100(82)	27.4	5.6	18.8	16.7	2.1	3.0	2.6	0.4	-1.1	-1.4
2110(92)	24.4	5.0	16.8	14.9	1.9	2.7	2.3	0.3	-1.1	-1.4
2115(97)	23.1	4.7	15.9	14.1	1.8	2.5	2.2	0.3	-1.1	-1.4

(注1) 被保険者数は年度間平均値である。

(注2) ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値(年平均)である。
マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

第4-2-11表 公的年金被保険者数の将来見通し
オプションA-②（賃金要件、企業規模要件を廃止（約325万人拡大））

○ 人口：出生中位、死亡中位 労働：労働参加が進むケース（ケースⅠ～ケースⅢ）

年 度	公的年金 被保険者計	第1号 被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険 者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等 を勘案して設定した 一定率(0.3%)を 加えた率 ②
			合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金	合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金		
西暦（令和）	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2019（元）	67.3	14.6	44.3	39.9	4.5	8.3	7.5	0.9	0.1	-0.2
2020（2）	66.9	14.4	44.4	39.9	4.5	8.1	7.3	0.9	0.1	-0.2
2021（3）	66.5	14.2	44.4	39.9	4.4	8.0	7.1	0.8	0.0	-0.3
2022（4）	66.1	14.0	44.3	39.9	4.4	7.8	7.0	0.8	-0.2	-0.5
2023（5）	65.7	13.8	44.2	39.8	4.4	7.6	6.8	0.8	-0.4	-0.7
2024（6）	66.1	12.6	47.8	43.4	4.4	5.7	5.2	0.6	-0.6	-0.9
2025（7）	65.6	12.3	47.7	43.4	4.4	5.6	5.0	0.6	-0.6	-0.9
2030（12）	63.0	11.0	47.4	43.1	4.2	4.6	4.1	0.5	-0.7	-1.0
2035（17）	59.3	9.7	45.7	41.6	4.1	3.9	3.5	0.4	-1.1	-1.4
2040（22）	55.7	8.9	43.4	39.5	3.9	3.4	3.0	0.4	-1.2	-1.5
2050（32）	48.9	7.9	38.0	34.4	3.6	3.0	2.7	0.4	-1.2	-1.5
2060（42）	44.2	7.2	34.3	31.1	3.3	2.7	2.4	0.3	-1.0	-1.3
2070（52）	39.7	6.4	30.8	27.9	2.9	2.4	2.2	0.3	-1.1	-1.4
2080（62）	35.4	5.7	27.5	24.9	2.6	2.2	1.9	0.3	-1.2	-1.5
2090（72）	31.7	5.2	24.6	22.3	2.3	2.0	1.7	0.2	-1.1	-1.4
2100（82）	28.5	4.6	22.1	20.0	2.1	1.8	1.5	0.2	-1.1	-1.4
2110（92）	25.4	4.1	19.7	17.9	1.9	1.6	1.4	0.2	-1.1	-1.4
2115（97）	24.0	3.9	18.7	16.9	1.8	1.5	1.3	0.2	-1.1	-1.4

（注1）被保険者数は年度間平均値である。

（注2）①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値（年平均）である。
 マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

○ 人口：出生中位、死亡中位 労働：労働参加が一定程度進むケース（ケースⅣ・ケースⅤ）

年 度	公的年金 被保険者計	第1号 被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険 者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等 を勘案して設定した 一定率(0.3%)を 加えた率 ②
			合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金	合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金		
西暦（令和）	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2019（元）	67.2	14.6	44.3	39.8	4.5	8.4	7.5	0.9	0.1	-0.2
2020（2）	66.8	14.5	44.2	39.7	4.5	8.2	7.3	0.9	0.1	-0.2
2021（3）	66.4	14.4	44.0	39.6	4.4	8.1	7.2	0.8	0.0	-0.3
2022（4）	66.0	14.3	43.8	39.3	4.4	7.9	7.1	0.8	-0.2	-0.5
2023（5）	65.5	14.1	43.5	39.1	4.4	7.8	7.0	0.8	-0.5	-0.8
2024（6）	65.7	13.1	46.5	42.1	4.4	6.2	5.5	0.6	-0.6	-0.9
2025（7）	65.1	12.9	46.2	41.8	4.4	6.1	5.4	0.6	-0.7	-1.0
2030（12）	62.0	12.1	44.5	40.2	4.2	5.5	4.9	0.6	-0.9	-1.2
2035（17）	58.0	10.7	42.4	38.4	4.1	4.8	4.3	0.5	-1.3	-1.6
2040（22）	54.2	9.8	40.1	36.1	3.9	4.3	3.8	0.5	-1.3	-1.6
2050（32）	47.8	8.7	35.2	31.6	3.6	3.8	3.4	0.5	-1.2	-1.5
2060（42）	43.2	7.9	31.8	28.5	3.3	3.4	3.0	0.4	-1.0	-1.3
2070（52）	38.7	7.1	28.5	25.6	2.9	3.1	2.7	0.4	-1.1	-1.4
2080（62）	34.5	6.3	25.5	22.8	2.6	2.8	2.4	0.3	-1.2	-1.5
2090（72）	31.0	5.7	22.8	20.5	2.3	2.5	2.2	0.3	-1.1	-1.4
2100（82）	27.8	5.1	20.5	18.4	2.1	2.2	2.0	0.3	-1.1	-1.4
2110（92）	24.8	4.5	18.3	16.4	1.9	2.0	1.7	0.2	-1.1	-1.4
2115（97）	23.4	4.3	17.3	15.5	1.8	1.9	1.6	0.2	-1.1	-1.4

（注1）被保険者数は年度間平均値である。

（注2）①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値（年平均）である。
 マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

○ 人口:出生中位、死亡中位 労働:労働参加が進まないケース(ケースⅥ)

年 度	公的年金 被保険者計	第1号 被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険 者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等 を勘案して設定した 一定率(0.3%)を 加えた率 ②
			合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金	合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金		
西暦(令和)	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2019(元)	67.2	14.7	44.1	39.7	4.5	8.4	7.5	0.9	0.1	-0.2
2020(2)	66.8	14.6	43.9	39.4	4.5	8.3	7.5	0.9	0.1	-0.2
2021(3)	66.3	14.6	43.5	39.1	4.4	8.2	7.4	0.9	0.0	-0.3
2022(4)	65.9	14.6	43.1	38.7	4.4	8.1	7.3	0.9	-0.3	-0.6
2023(5)	65.3	14.6	42.8	38.3	4.4	8.0	7.2	0.8	-0.5	-0.8
2024(6)	65.5	13.6	45.5	41.1	4.4	6.5	5.8	0.7	-0.7	-1.0
2025(7)	64.9	13.5	45.1	40.7	4.4	6.4	5.7	0.7	-0.7	-1.0
2030(12)	61.8	12.8	43.1	38.9	4.2	5.9	5.2	0.6	-0.9	-1.2
2035(17)	57.6	11.3	41.0	36.9	4.1	5.4	4.7	0.6	-1.3	-1.6
2040(22)	53.8	10.4	38.4	34.5	3.9	5.0	4.4	0.6	-1.4	-1.7
2050(32)	47.4	9.3	33.7	30.1	3.6	4.5	3.9	0.5	-1.2	-1.5
2060(42)	42.9	8.4	30.5	27.2	3.3	4.0	3.5	0.5	-1.0	-1.3
2070(52)	38.4	7.5	27.3	24.4	2.9	3.6	3.1	0.4	-1.1	-1.4
2080(62)	34.3	6.7	24.4	21.8	2.6	3.2	2.8	0.4	-1.2	-1.5
2090(72)	30.8	6.0	21.8	19.5	2.3	2.9	2.5	0.3	-1.1	-1.4
2100(82)	27.6	5.4	19.6	17.5	2.1	2.6	2.3	0.3	-1.1	-1.4
2110(92)	24.6	4.8	17.5	15.6	1.9	2.3	2.0	0.3	-1.1	-1.4
2115(97)	23.3	4.6	16.5	14.8	1.8	2.2	1.9	0.3	-1.1	-1.4

(注1) 被保険者数は年度間平均値である。

(注2) ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値(年平均)である。
マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

第4-2-12表 公的年金被保険者数の将来見通し
オプションA-③（一定以上の収入のある全雇用者を適用（約1,050万人拡大））

○ 人口: 出生中位、死亡中位 労働: 労働参加進むケース(ケースⅠ～ケースⅢ)

年 度	公的年金 被保険者計	第1号 被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険 者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等 を勘案して設定した 一定率(0.3%)を 加えた率 ②
			合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金	合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金		
西暦(令和)	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2019(元)	67.3	14.6	44.3	39.9	4.5	8.3	7.5	0.9	0.1	-0.2
2020(2)	66.9	14.4	44.4	39.9	4.5	8.1	7.3	0.9	0.1	-0.2
2021(3)	66.5	14.2	44.4	39.9	4.4	8.0	7.1	0.8	0.0	-0.3
2022(4)	66.1	14.0	44.3	39.9	4.4	7.8	7.0	0.8	-0.2	-0.5
2023(5)	65.7	13.8	44.2	39.8	4.4	7.6	6.8	0.8	-0.4	-0.7
2024(6)	68.4	10.0	54.3	49.9	4.4	4.1	3.6	0.4	-0.6	-0.9
2025(7)	67.8	9.7	54.1	49.7	4.4	4.0	3.6	0.4	-0.6	-0.9
2030(12)	65.2	8.8	52.9	48.7	4.2	3.5	3.2	0.4	-0.7	-1.0
2035(17)	61.9	7.6	51.4	47.3	4.1	2.9	2.6	0.3	-1.0	-1.3
2040(22)	58.3	6.8	49.1	45.1	3.9	2.4	2.1	0.3	-1.1	-1.4
2050(32)	50.9	6.1	42.7	39.1	3.6	2.1	1.9	0.2	-1.3	-1.6
2060(42)	46.0	5.6	38.6	35.3	3.3	1.9	1.7	0.2	-1.0	-1.3
2070(52)	41.3	5.0	34.7	31.8	2.9	1.7	1.5	0.2	-1.1	-1.4
2080(62)	36.9	4.4	30.9	28.3	2.6	1.5	1.3	0.2	-1.1	-1.4
2090(72)	33.0	4.0	27.7	25.3	2.3	1.4	1.2	0.2	-1.1	-1.4
2100(82)	29.7	3.6	24.9	22.8	2.1	1.2	1.1	0.1	-1.1	-1.4
2110(92)	26.5	3.2	22.2	20.3	1.9	1.1	1.0	0.1	-1.1	-1.4
2115(97)	25.0	3.0	21.0	19.2	1.8	1.0	0.9	0.1	-1.1	-1.4

(注1) 被保険者数は年度間平均値である。

(注2) ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値(年平均)である。
 マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

○ 人口: 出生中位、死亡中位 労働: 労働参加が一定程度進むケース(ケースⅣ・ケースⅤ)

年 度	公的年金 被保険者計	第1号 被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険 者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等 を勘案して設定した 一定率(0.3%)を 加えた率 ②
			合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金	合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金		
西暦(令和)	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2019(元)	67.2	14.6	44.3	39.8	4.5	8.4	7.5	0.9	0.1	-0.2
2020(2)	66.8	14.5	44.2	39.7	4.5	8.2	7.3	0.9	0.1	-0.2
2021(3)	66.4	14.4	44.0	39.6	4.4	8.1	7.2	0.8	0.0	-0.3
2022(4)	66.0	14.3	43.8	39.3	4.4	7.9	7.1	0.8	-0.2	-0.5
2023(5)	65.5	14.1	43.5	39.1	4.4	7.8	7.0	0.8	-0.5	-0.8
2024(6)	68.0	10.3	53.5	49.1	4.4	4.2	3.7	0.4	-0.6	-0.9
2025(7)	67.3	10.1	53.2	48.8	4.4	4.1	3.7	0.4	-0.7	-1.0
2030(12)	64.4	9.4	51.3	47.1	4.2	3.7	3.3	0.4	-0.8	-1.1
2035(17)	60.6	8.2	49.2	45.1	4.1	3.2	2.8	0.4	-1.1	-1.4
2040(22)	56.8	7.5	46.5	42.6	3.9	2.8	2.5	0.3	-1.3	-1.6
2050(32)	49.8	6.7	40.6	37.0	3.6	2.5	2.2	0.3	-1.2	-1.5
2060(42)	45.0	6.1	36.7	33.5	3.3	2.2	2.0	0.3	-1.0	-1.3
2070(52)	40.4	5.4	33.0	30.1	2.9	2.0	1.8	0.2	-1.1	-1.4
2080(62)	36.0	4.8	29.4	26.8	2.6	1.8	1.6	0.2	-1.2	-1.5
2090(72)	32.3	4.3	26.3	24.0	2.3	1.6	1.4	0.2	-1.1	-1.4
2100(82)	29.0	3.9	23.7	21.6	2.1	1.4	1.3	0.2	-1.1	-1.4
2110(92)	25.9	3.5	21.1	19.3	1.9	1.3	1.1	0.2	-1.1	-1.4
2115(97)	24.4	3.3	20.0	18.2	1.8	1.2	1.1	0.1	-1.1	-1.4

(注1) 被保険者数は年度間平均値である。

(注2) ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値(年平均)である。
 マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

○ 人口:出生中位、死亡中位 労働:労働参加が進まないケース(ケースⅥ)

年 度	公的年金 被保険者計	第1号 被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険 者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等 を勘案して設定した 一定率(0.3%)を 加えた率 ②
			合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金	合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金		
西暦(令和)	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2019(元)	67.2	14.7	44.1	39.7	4.5	8.4	7.5	0.9	0.1	-0.2
2020(2)	66.8	14.6	43.9	39.4	4.5	8.3	7.5	0.9	0.1	-0.2
2021(3)	66.3	14.6	43.5	39.1	4.4	8.2	7.4	0.9	0.0	-0.3
2022(4)	65.9	14.6	43.1	38.7	4.4	8.1	7.3	0.9	-0.3	-0.6
2023(5)	65.3	14.6	42.8	38.3	4.4	8.0	7.2	0.8	-0.5	-0.8
2024(6)	67.7	10.9	52.3	47.9	4.4	4.5	4.0	0.5	-0.7	-1.0
2025(7)	67.1	10.7	51.9	47.5	4.4	4.5	4.0	0.5	-0.7	-1.0
2030(12)	64.0	10.1	49.8	45.5	4.2	4.2	3.7	0.5	-0.9	-1.2
2035(17)	60.1	8.9	47.4	43.3	4.1	3.8	3.4	0.4	-1.2	-1.5
2040(22)	56.2	8.2	44.5	40.6	3.9	3.6	3.2	0.4	-1.3	-1.6
2050(32)	49.3	7.3	38.8	35.3	3.6	3.2	2.8	0.4	-1.2	-1.5
2060(42)	44.6	6.6	35.1	31.9	3.3	2.8	2.5	0.3	-1.0	-1.3
2070(52)	40.0	5.9	31.5	28.6	2.9	2.5	2.2	0.3	-1.1	-1.4
2080(62)	35.7	5.2	28.1	25.5	2.6	2.3	2.0	0.3	-1.2	-1.5
2090(72)	32.0	4.7	25.2	22.8	2.3	2.0	1.8	0.2	-1.1	-1.4
2100(82)	28.7	4.2	22.6	20.5	2.1	1.8	1.6	0.2	-1.1	-1.4
2110(92)	25.6	3.8	20.2	18.3	1.9	1.6	1.4	0.2	-1.1	-1.4
2115(97)	24.2	3.6	19.1	17.3	1.8	1.5	1.4	0.2	-1.1	-1.4

(注1) 被保険者数は年度間平均値である。

(注2) ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値(年平均)である。
マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

また、適用拡大を進めた場合、将来の被保険者数の構成がどのような影響を受けるのかについて、労働参加が進むケースでみたものが第4-2-13図～第4-2-16表である。

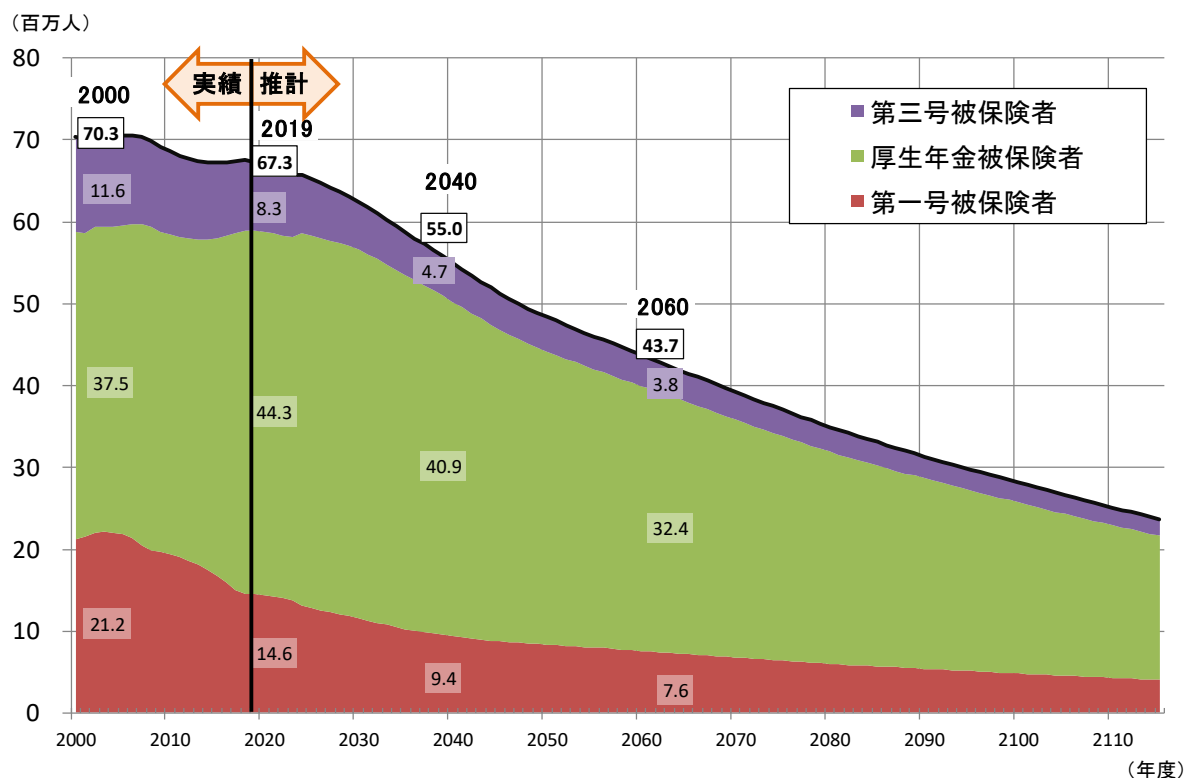
厚生年金被保険者について見ると、2019(令和元)年度は4,430万人と被保険者全体の66%を占めているのに対し、適用拡大を行った後の2040(令和22)年度では、適用拡大①の場合、4,090万人と被保険者全体の74%まで上昇する見通しとなっている。同様に、適用拡大②については4,340万人と被保険者全体の78%、適用拡大③については4,910万人と被保険者全体の84%まで上昇する見通しとなっている。また、その後もおおむね同程度の構成割合で推移する見通しとなっている。

一方、第1号被保険者については、2019(令和元)年度は1,460万人と被保険者全体の22%を占めているのに対し、適用拡大を行った後の2040(令和22)年度では、適用拡大①の場合、940万人と被保険者全体の17%まで低下する見通しとなっている。同様に、適用拡大②については890万人と被保険者全体の16%、適用拡大③については680万人と被保険者全体の12%まで低下する見通しとなっている。

また、第3号被保険者について見ると、2019(令和元)年度は830万人と被保険者全体の12%を占めているのに対し、適用拡大を行った後の2040(令和22)年度では、適用拡大①の場合、470万人と被保険者全体の9%まで低下する見通しとなっている。同様に適用拡大②の場合、340万人と被保険者全体の6%、適用拡大③の場合、240万人と被保険者全体の4%まで低下する見通しとなっている。

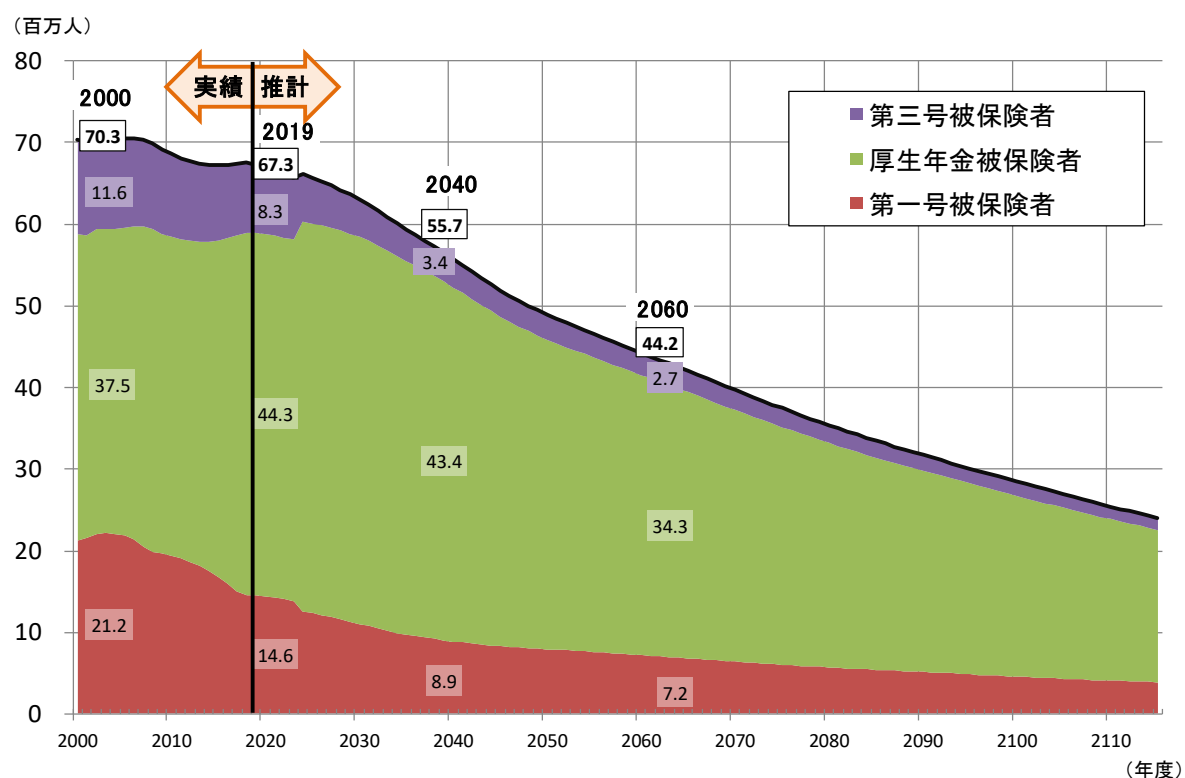
第４－２－１３ 図 オプションＡ－①における公的年金被保険者数の将来見通し
（現行の企業規模要件を廃止（約 125 万人拡大））

人口中位、労働：労働参加が進むケース（ケースⅠ～Ⅲ）

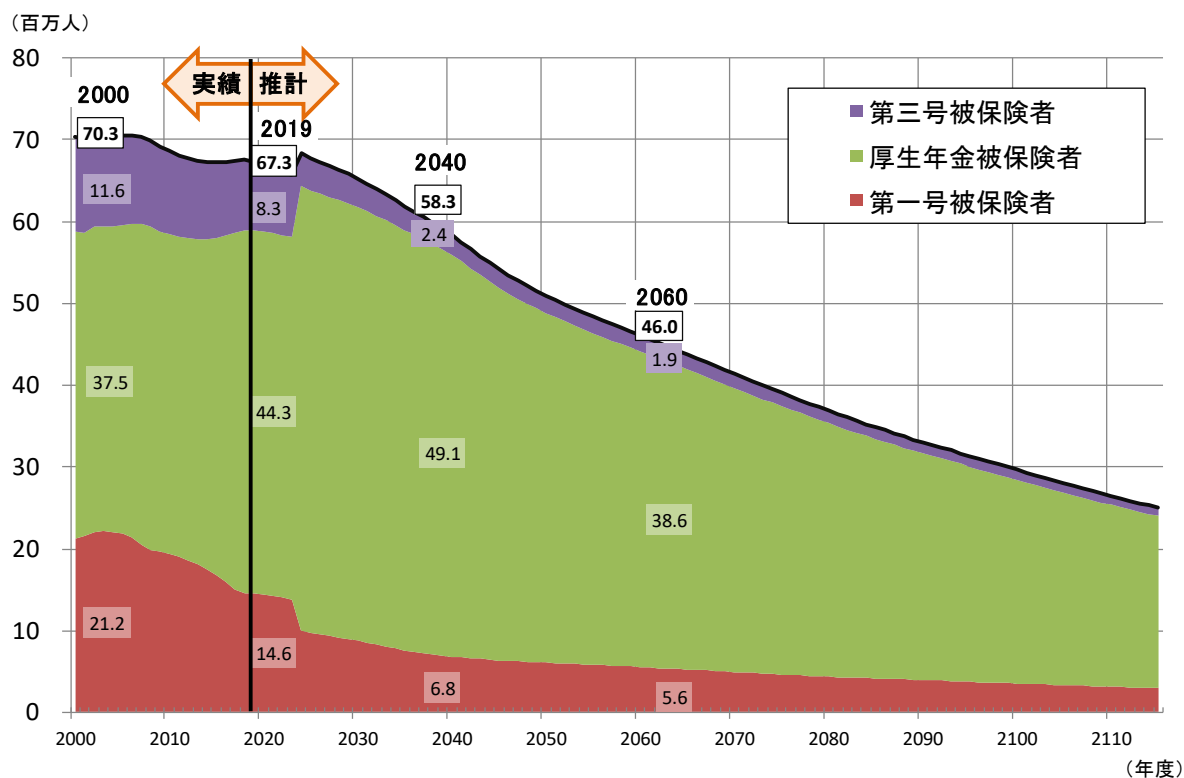


第４－２－１４ 図 オプションＡ－②における公的年金被保険者数の将来見通し
（賃金要件、企業規模要件を廃止（約 325 万人拡大））

人口中位、労働：労働参加が進むケース（ケースⅠ～Ⅲ）



第4-2-15図 オプションA-③における公的年金被保険者数の将来見通し
 (一定以上の収入のある全雇用者を適用(約1,050万人拡大))
 人口中位、労働：労働参加が進むケース(ケースⅠ～Ⅲ)



第4-2-16表 オプションA(被用者保険の更なる適用拡大)における
 被保険者数への影響

適用状況別の被保険者数の推移(万人、%)

	計				1号被保険者				厚生年金被保険者				3号被保険者			
	現行ベース	適用拡大①	適用拡大②	適用拡大③	現行ベース	適用拡大①	適用拡大②	適用拡大③	現行ベース	適用拡大①	適用拡大②	適用拡大③	現行ベース	適用拡大①	適用拡大②	適用拡大③
2019年度(令和元)	6,730 (100%)				1,460 (22%)				4,430 (66%)				830 (12%)			
2025年度(令和7)	6,470 (100%)	6,520 (100%)	6,560 (100%)	6,780 (100%)	1,330 (21%)	1,280 (20%)	1,230 (19%)	970 (14%)	4,410 (68%)	4,550 (70%)	4,770 (73%)	5,410 (80%)	730 (11%)	680 (10%)	560 (8%)	400 (6%)
2030年度(令和12)	6,190 (100%)	6,250 (100%)	6,300 (100%)	6,520 (100%)	1,210 (20%)	1,160 (19%)	1,100 (18%)	880 (13%)	4,340 (70%)	4,500 (72%)	4,740 (75%)	5,290 (81%)	630 (10%)	590 (9%)	460 (7%)	350 (5%)
2035年度(令和17)	5,790 (100%)	5,860 (100%)	5,930 (100%)	6,190 (100%)	1,070 (19%)	1,020 (17%)	970 (16%)	760 (12%)	4,160 (72%)	4,320 (74%)	4,570 (77%)	5,140 (83%)	560 (10%)	520 (9%)	390 (7%)	290 (5%)
2040年度(令和22)	5,420 (100%)	5,500 (100%)	5,570 (100%)	5,830 (100%)	990 (18%)	940 (17%)	890 (16%)	680 (12%)	3,920 (72%)	4,090 (74%)	4,340 (78%)	4,910 (84%)	510 (9%)	470 (9%)	340 (6%)	240 (4%)
2045年度(令和27)	5,060 (100%)	5,120 (100%)	5,190 (100%)	5,420 (100%)	920 (18%)	880 (17%)	830 (16%)	640 (12%)	3,650 (72%)	3,810 (74%)	4,040 (78%)	4,550 (84%)	480 (10%)	440 (9%)	320 (6%)	230 (4%)
2050年度(令和32)	4,780 (100%)	4,840 (100%)	4,890 (100%)	5,090 (100%)	880 (18%)	840 (17%)	790 (16%)	610 (12%)	3,440 (72%)	3,580 (74%)	3,800 (78%)	4,270 (84%)	460 (10%)	420 (9%)	300 (6%)	210 (4%)
2060年度(令和42)	4,320 (100%)	4,370 (100%)	4,420 (100%)	4,600 (100%)	800 (19%)	760 (17%)	720 (16%)	560 (12%)	3,110 (72%)	3,240 (74%)	3,430 (78%)	3,860 (84%)	410 (10%)	380 (9%)	270 (6%)	190 (4%)
2070年度(令和52)	3,870 (100%)	3,920 (100%)	3,970 (100%)	4,130 (100%)	710 (19%)	680 (17%)	640 (16%)	500 (12%)	2,790 (72%)	2,910 (74%)	3,080 (78%)	3,470 (84%)	370 (10%)	340 (9%)	240 (6%)	170 (4%)
2080年度(令和62)	3,450 (100%)	3,490 (100%)	3,540 (100%)	3,690 (100%)	630 (18%)	600 (17%)	570 (16%)	440 (12%)	2,490 (72%)	2,590 (74%)	2,750 (78%)	3,090 (84%)	330 (10%)	300 (9%)	220 (6%)	150 (4%)
2090年度(令和72)	3,100 (100%)	3,140 (100%)	3,170 (100%)	3,300 (100%)	570 (18%)	540 (17%)	520 (16%)	400 (12%)	2,230 (72%)	2,320 (74%)	2,460 (78%)	2,770 (84%)	300 (10%)	270 (9%)	200 (6%)	140 (4%)
2100年度(令和82)	2,780 (100%)	2,810 (100%)	2,850 (100%)	2,970 (100%)	510 (18%)	490 (17%)	460 (16%)	360 (12%)	2,000 (72%)	2,080 (74%)	2,210 (78%)	2,490 (84%)	260 (10%)	240 (9%)	180 (6%)	120 (4%)

注: 人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)、労働力率の前提は経済成長と労働参加が進むケース。

さらに、世代別にみた現役時代の適用状況別の平均年金加入期間の見通しを示したものが第4-2-17表である。

特に女性の場合をみると、現行ベースでも2010(平成22)年生まれの世代は、3号期間の占める割合が20%まで低下する見込みとなっているが、適用拡大が進むと、適用拡大①の場合で18%、適用拡大②の場合で13%、適用拡大③の場合で9%まで更に低下する見通しとなっている。

また、この世代の女性について2号期間の占める割合を見ると、適用拡大③の場合では80%まで上昇する見込みとなっており、現行ベースの男性と同程度となる見通しとなっている。

第4-2-17表 オプションA(被用者保険の更なる適用拡大)における
世代別にみた現役時代の適用状況別の平均年金加入期間の見通し

【男性】

	現行ベース			適用拡大①			適用拡大②			適用拡大③		
	1号期間	2号期間	3号期間	1号期間	2号期間	3号期間	1号期間	2号期間	3号期間	1号期間	2号期間	3号期間
1960年生 (2020年:60歳)	8.6年 (21%)	31.5年 (78%)	0.1年 (0%)	8.6年 (21%)	31.6年 (78%)	0.1年 (0%)	8.6年 (21%)	31.6年 (78%)	0.1年 (0%)	8.6年 (21%)	31.8年 (79%)	0.1年 (0%)
1970年生 (2020年:50歳)	10.6年 (24%)	32.7年 (75%)	0.1年 (0%)	10.6年 (24%)	32.8年 (75%)	0.1年 (0%)	10.6年 (24%)	32.9年 (75%)	0.1年 (0%)	10.4年 (23%)	33.7年 (76%)	0.1年 (0%)
1980年生 (2020年:40歳)	11.1年 (25%)	32.9年 (74%)	0.1年 (0%)	11.1年 (25%)	33.0年 (75%)	0.1年 (0%)	11.1年 (25%)	33.1年 (75%)	0.1年 (0%)	10.6年 (24%)	34.2年 (76%)	0.1年 (0%)
1990年生 (2020年:30歳)	9.5年 (22%)	34.3年 (78%)	0.1年 (0%)	9.5年 (21%)	34.4年 (78%)	0.1年 (0%)	9.5年 (22%)	34.5年 (78%)	0.1年 (0%)	8.5年 (19%)	36.2年 (81%)	0.1年 (0%)
2000年生 (2020年:20歳)	9.0年 (21%)	34.7年 (79%)	0.2年 (0%)	8.9年 (20%)	34.9年 (79%)	0.1年 (0%)	8.9年 (20%)	35.0年 (80%)	0.1年 (0%)	7.4年 (17%)	37.1年 (83%)	0.1年 (0%)
2010年生 (2020年:10歳)	8.9年 (20%)	34.8年 (79%)	0.2年 (0%)	8.8年 (20%)	35.0年 (80%)	0.1年 (0%)	8.7年 (20%)	35.2年 (80%)	0.1年 (0%)	7.2年 (16%)	37.5年 (84%)	0.1年 (0%)

【女性】

	現行ベース			適用拡大①			適用拡大②			適用拡大③		
	1号期間	2号期間	3号期間	1号期間	2号期間	3号期間	1号期間	2号期間	3号期間	1号期間	2号期間	3号期間
1960年生 (2020年:60歳)	9.5年 (24%)	16.7年 (42%)	14.0年 (35%)	9.5年 (24%)	16.7年 (42%)	14.0年 (35%)	9.5年 (24%)	16.8年 (42%)	14.0年 (35%)	9.5年 (23%)	17.0年 (42%)	14.0年 (35%)
1970年生 (2020年:50歳)	9.9年 (24%)	19.9年 (48%)	12.0年 (29%)	9.7年 (23%)	20.4年 (49%)	11.8年 (28%)	9.6年 (23%)	21.2年 (50%)	11.5年 (27%)	9.3年 (21%)	22.7年 (53%)	11.2年 (26%)
1980年生 (2020年:40歳)	10.0年 (23%)	22.3年 (53%)	10.1年 (24%)	9.7年 (23%)	23.3年 (55%)	9.7年 (23%)	9.4年 (22%)	25.0年 (58%)	8.7年 (20%)	8.8年 (20%)	27.5年 (62%)	7.8年 (18%)
1990年生 (2020年:30歳)	8.7年 (21%)	24.5年 (58%)	9.1年 (21%)	8.3年 (19%)	25.9年 (61%)	8.3年 (20%)	7.9年 (18%)	28.5年 (66%)	6.6年 (15%)	6.8年 (16%)	31.9年 (73%)	5.2年 (12%)
2000年生 (2020年:20歳)	8.0年 (19%)	25.6年 (61%)	8.6年 (20%)	7.4年 (17%)	27.2年 (64%)	7.7年 (18%)	6.9年 (16%)	30.2年 (71%)	5.7年 (13%)	5.3年 (12%)	34.4年 (79%)	4.0年 (9%)
2010年生 (2020年:10歳)	7.9年 (19%)	25.7年 (61%)	8.5年 (20%)	7.3年 (17%)	27.5年 (65%)	7.6年 (18%)	6.7年 (16%)	30.7年 (72%)	5.5年 (13%)	4.8年 (11%)	35.4年 (80%)	3.8年 (9%)

注1:それぞれの世代が、65歳時点において、65歳までの公的年金の適用状況別の平均加入期間がどの程度になるかを推計。

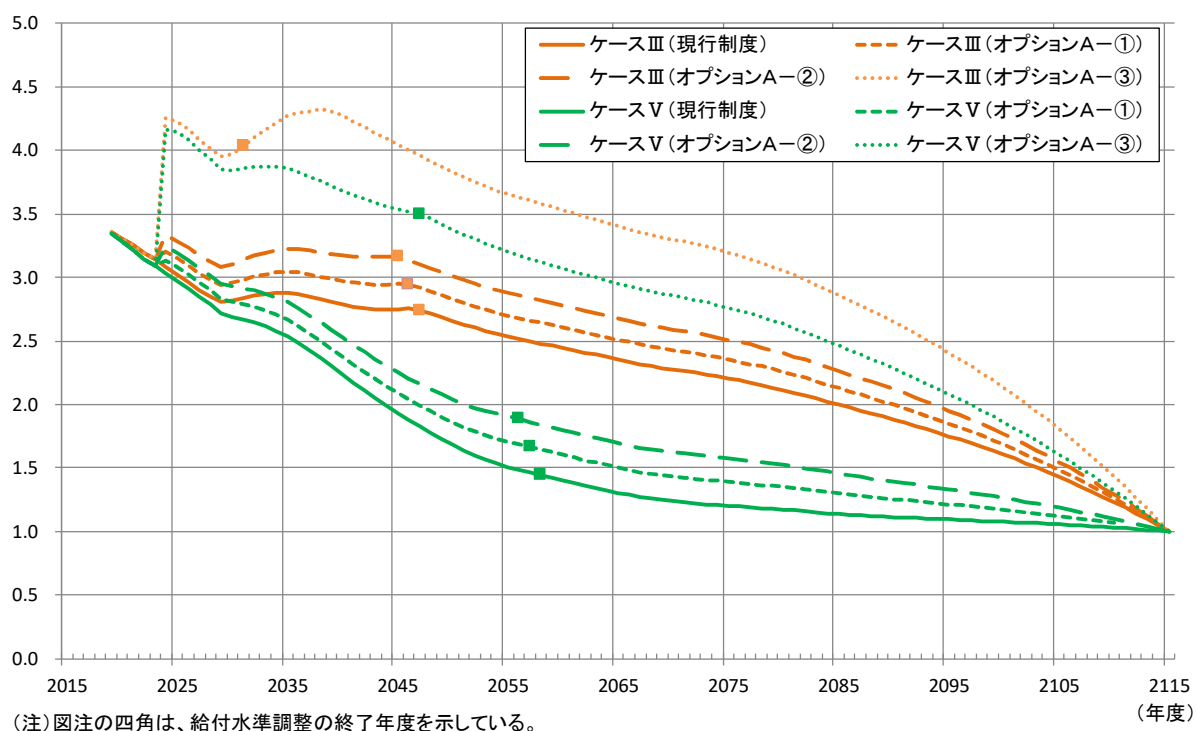
2:昭和60(1985)年改正以前は、国民年金の被保険者期間を1号期間、厚生年金及び共済年金の被保険者期間を2号期間とした。

3:人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)、労働力率の前提は経済成長と労働参加が進むケース。

（２）財政見通し

オプションＡにおける国民年金の積立度合の見通しについて、経済前提がケースⅢ及びケースⅤの場合で示したものが第４－２－１８図である。

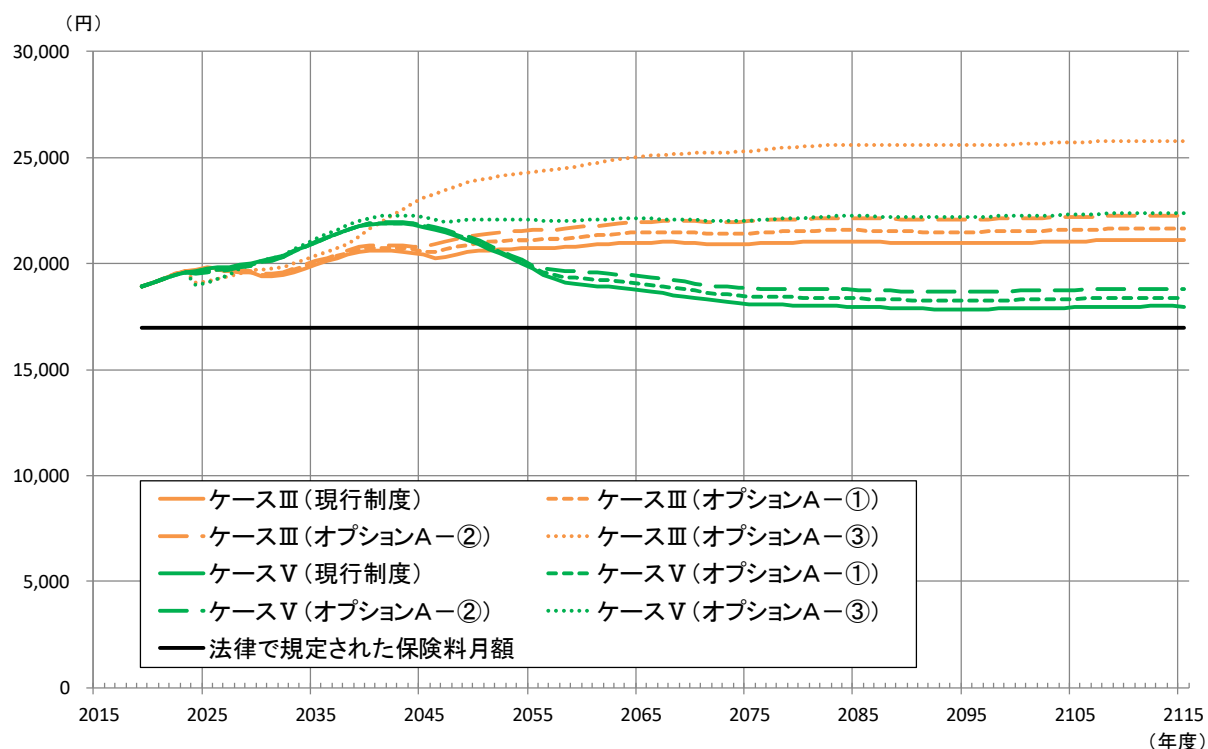
第４－２－１８図 国民年金の積立度合の見通し
（オプションＡ（被用者保険の更なる適用拡大））



ケースⅢ及びケースⅤとも、更なる適用拡大を実施すると仮定した 2024(令和 6)年度に国民年金の積立度合が上昇しており、特に、適用拡大③の場合は足下の水準を大きく上回るほど上昇している。適用拡大により積立度合が上昇するのは、前述のとおり短時間労働者等の第 1 号被保険者が厚生年金の適用を受けることに伴い第 1 号被保険者数が減少し、第 1 号被保険者 1 人当たりの国民年金の積立金が増加したためである。

基礎年金の財政見通しについて、拠出金単価のうち保険料相当額（2004(平成 16)年度価格）の推移について、経済前提がケースⅢ及びケースⅤの場合で示したものが第４－２－１９図である。

第4-2-19図 拠出金単価（保険料相当額）（2004（平成16）年度価格）
の見通し（オプションA（被用者保険の更なる適用拡大））



ケースⅢ及びケースⅤとも、更なる適用拡大を実施すると仮定した2024（令和6）年度に拠出金単価（保険料相当額）が低下している。これは、適用拡大が実施されてもその者が年金を受給するまで時間を要するため、基礎年金給付費はただちに増加しないが、納付率の低い第1号被保険者が厚生年金の適用を受けることにより拠出金算定対象者数が増加したことによるものである。その後については、基礎年金給付費の増加を受け、次第に増加していく見通しとなっている。

第3節

オプションB

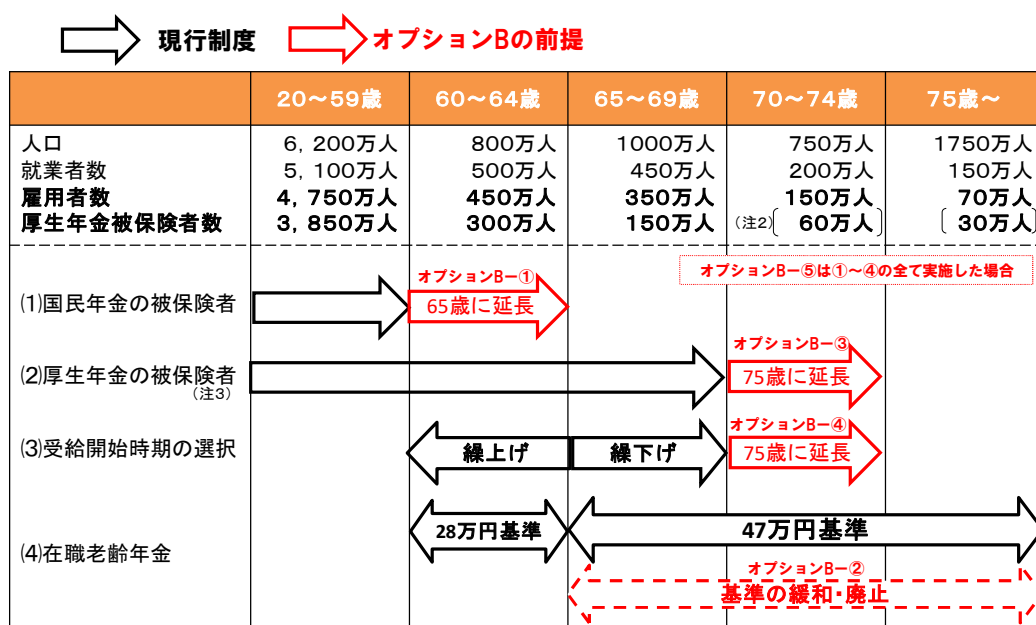
1. 試算の前提

現行制度に基づく財政検証結果では、成長実現ケースでも基礎年金のマクロ経済スライドは約30年におよび、基礎年金の水準低下が課題であることが明らかとなった。

また、賦課方式を基本とする現行の年金制度において、少子高齢化が進むなかで一定の給付水準を確保するためには、女性や高齢者の労働参加を進め、一定の経済成長を確保することが重要であることも明らかになったところである。

そこで、オプション試算Bは、「より長く多様な形となる就労の変化を年金制度に反映し、長期化する高齢期の経済基盤を充実させる」という基本的な考え方のもと、就労期の長期化による年金水準の確保・充実について検討することを目的として行った試算である。試算の全体像（第4-3-1図）にあるとおり、4つの制度改正を仮定した試算を行っているが、それらの制度改正を全て実施した場合についても試算している。なお、便宜上、2026（令和8）年度から制度改正を行うと仮定した上で試算を行っている。

第4-3-1図 オプションB（保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択）の全体像



注1 人口、就業者数、雇用者数は2017年労働力調査、厚生年金被保険者数は2017年度末の数値

注2 69歳までは厚生年金被保険者、70歳以上は在職している老齢年金の受給権者数（年金機構が支給するもので全額停止者数も含む）

注3 20歳未満についても、適用事業所に使用される場合は被保険者となる

(1) オプションB-①

現行の基礎年金制度では、支え手となる被保険者は原則として 20～59 歳と定められており、60 歳以上の方は基本的には基礎年金の支え手とはならず、支給開始年齢である 65 歳までの 5 年間は基礎年金の受給を待期する期間となっている。また、労働者の働き方も変化してきており、65 歳までは希望すれば継続雇用される仕組みが導入され、60 歳以上でも働き続ける方が増加している。

そこで、基礎年金の加入期間を 20～64 歳までの 45 年間に延長し、納付年数が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みに変更した場合の試算をオプション試算 B-①として実施した。このとき、現行制度においては納付年数が 40 年の場合の基礎年金額は月額 65,008 円（2019(令和元)年度）となっているが、仮に納付年数が 45 年の場合の基礎年金額は $45/40$ 倍の月額 73,134 円に増額するといったことを想定している。

上限年数の延長スケジュールについては、納付年数の上限を 3 年毎に 1 年延長することとしており、対象年齢が拡大する世代から、基礎年金給付の満額水準（老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金）も増加するものとしている（第 4-3-2 表）。そのほか、費用の負担や免除を受けた場合等の給付額の算定方法については、現行制度における基礎年金の仕組みを踏襲することとしている。すなわち、第 1 号被保険者が低所得の時には、申請に基づき免除制度等を適用の上、免除期間分については国庫負担分のみを保障することとし、未納期間については給付に反映しない。また、60 歳台前半の国民年金の第 1 号被保険者の納付行動については、50 歳台後半の状況を自然に延長して設定している。

第 4-3-2 表 オプションB-①（基礎年金の拠出期間延長）
における生年度別にみた対象年齢拡大の設定

生年度	基礎年金の拠出金の対象となる年数	基礎年金給付	マクロ経済スライドによる給付水準調整の期間
昭和40(1965)年度以前生まれ	40年	現行40年満額水準	全ての世代について 同じ期間を適用
昭和41・42(1966・1967)年度生まれ	41年	現行40年満額水準 $\times 41/40$	
昭和43・44(1968・1969)年度生まれ	42年	現行40年満額水準 $\times 42/40$	
昭和45・46(1970・1971)年度生まれ	43年	現行40年満額水準 $\times 43/40$	
昭和47・48(1972・1973)年度生まれ	44年	現行40年満額水準 $\times 44/40$	
昭和49(1974)年度以後生まれ	45年	現行40年満額水準 $\times 45/40$	

（２）オプションＢ－②

65 歳以上の在職老齢年金（高在老）の基準を緩和・廃止した場合の試算がオプション試算Ｂ－②である。高在老を緩和・廃止すると、支給停止となっていた分の給付がされることとなる。オプション試算Ｂ－②では、給付が増加した分は厚生年金のマクロ経済スライドによる調整をより長く行うことで収支の均衡を図ることとしており、高在老の基準を緩和・廃止による行動の変化（就業率の上昇等）は織り込んでいない。

（３）オプションＢ－③

厚生年金の加入年齢の上限を現行の 70 歳から 75 歳までに延長した場合の試算がオプションＢ－③である。なお、70 歳から 75 歳までの保険料や年金の算定は 60 歳以降と同様の前提を置いている。なお、（独）労働政策研究・研修機構による「労働力需給の推計」（2019(平成 31)年 3 月）では、2040(令和 22)年には 70～74 歳である者について、男性は約 5 割、女性は約 3 割が就業する見通しとなっており、新たに厚生年金の対象となる 70～75 歳の者もある程度見込まれる。

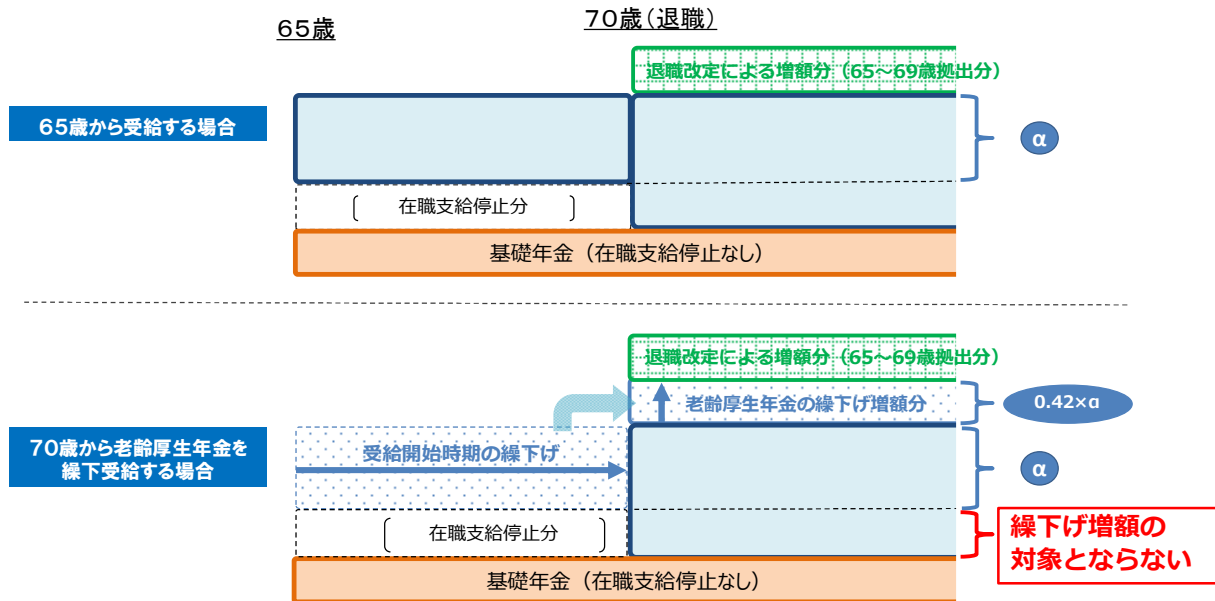
（４）オプションＢ－④

オプション試算Ｂ－④は、個人の選択で繰下げ受給や就労期間を延ばすことで給付水準がどう変化するかを試算したミクロ試算となっており、他のオプション試算とは異なり、給付水準調整期間が変化するなどのマクロの財政影響は生じない。

試算の前提として 75 歳までの繰下げ受給を可能としているが、70 歳以降も現行の 70 歳未満に適用される月 0.7%の増額率が適用されるものと仮定して試算している。また、65 歳以降の就労についてはモデル年金の賃金（現役男性の平均的な賃金）を仮定しているため、年金額の一部は在職老齢年金制度による停止がかかるため、支給停止されていない部分のみが繰下げ増額されることになる（第 4－3－3 図）。

第 4 - 3 - 3 図 在職支給停止と繰下げ受給の関係

70歳まで厚生年金加入で就労し、年金の一部が在職支給停止される場合のイメージ



(注1) 在職支給停止は賃金と厚生年金の合計額が47万円（現役世代の平均月収相当）を上回る場合に限って行われる（支給停止額は合計額から47万円を差し引いた額の半額）。

(注2) 在職支給停止により年金が全額支給停止になる場合については、繰下げによる増額はない。

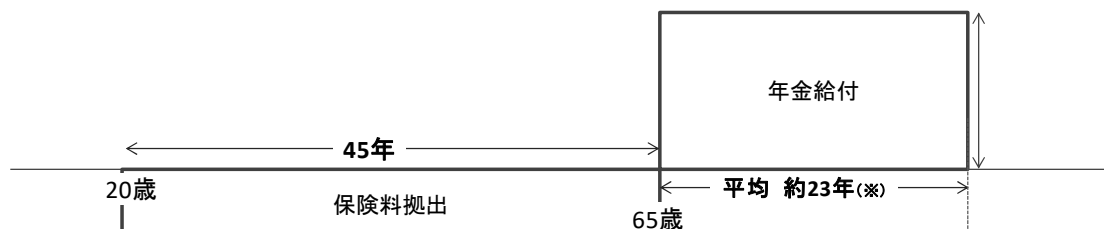
(5) オプションB-⑤

オプション試算B-⑤は、オプション試算B-④に①～③の制度改正を加味した試算となっており、基礎年金の加入期間が45年に延長されていることや、高在老の廃止が前提とされている。拠出期間の延長と繰下げによる給付水準上昇のイメージは第4-3-4図に示している。なお、高在老の廃止が前提となっていることから、現行であれば支給停止となっていた分を含め、全ての年金額が繰下げの対象となり増額されるため、オプションB-④より給付水準が高くなることになる。

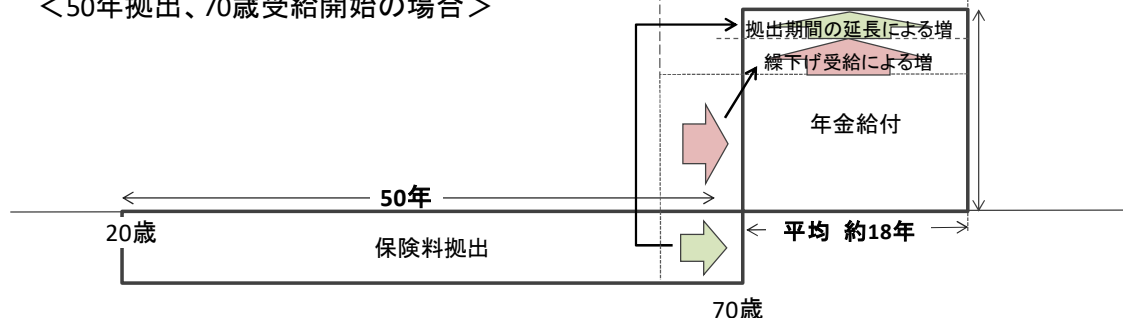
第4-3-4図 拠出期間の延長と繰下げによる給付水準上昇のイメージ

○ 65歳を超えて就労した者が、受給開始時期の繰下げを選択した場合、「(1)保険料拠出期間の延長」と「(2)受給開始を遅らせる繰下げ受給」の2つの効果により、年金給付の水準(所得代替率)が上昇

＜45年拠出、65歳受給開始の場合＞



＜50年拠出、70歳受給開始の場合＞



※ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」の2030年の平均余命(男女平均)

2. 試算結果と被保険者数の将来見通し及び財政見通し

前述の前提の下で、マクロ経済スライドによる調整の終了年度や給付水準(所得代替率)の変化の度合いについて試算した結果をみていくこととする。なお、経済前提については、ケースⅠ、ケースⅢ及びケースⅤの場合を示している。

(1) オプションB-①

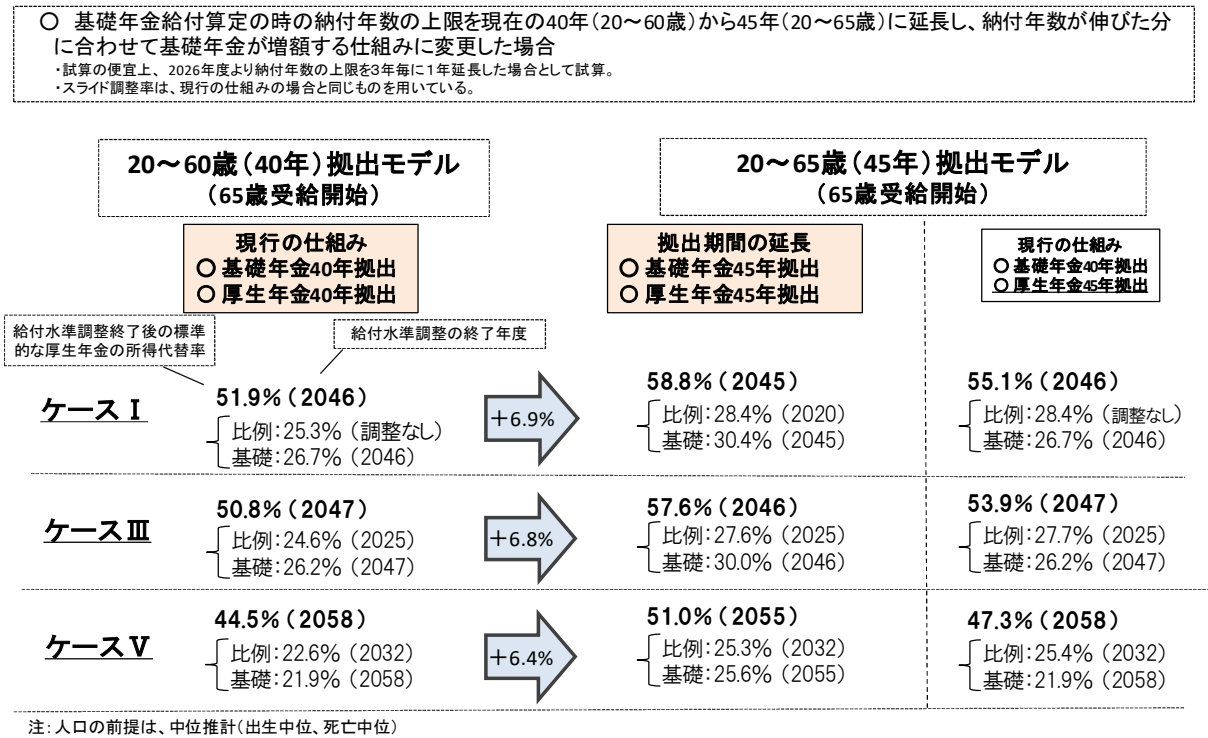
オプションB-①の試算結果は第4-3-5図のとおりである。

いずれのケースも所得代替率が6～7%程度上昇し、給付水準が大幅に改善する結果となっている。これは、保険料の拠出期間が40年から45年に延長されたことに伴い、年金額が45/40倍となることから給付水準もおおむね45/40倍となったものである。この結果、低成長のケースⅤの場合であっても、50%を超える給付水準を確保できる見通しとなった。また、保険料の拠出期間が40年間から45年間に伸びるため、当然、その分給付水準も上昇することになるが、保険料収入増の影響と将来の給付増の影響があり、給付調整終了年度に大きな変化はない

結果となっている。

なお、参考として現行の制度における 45 年拠出した場合の給付水準も示しているが、現行制度においては報酬比例部分の給付水準のみが 45／40 倍になる結果となっている。

第 4－3－5 図 オプション B－①（基礎年金の保険料拠出期間を延長）
における所得代替率への影響



オプション B－①における被保険者数の将来見通しを示したものが第 4－3－6 表及び第 4－3－7 図である。

**第４－３－６表 公的年金被保険者数の将来見通し
(オプションＢ－① (基礎年金の拠出期間延長))**

○ 人口:出生中位、死亡中位 労働:労働参加が進むケース(ケースⅠ～ケースⅢ)

年 度	公的年金 被保険者計	第1号 被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険 者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等 を勘案して設定した 一定率(0.3%)を 加えた率 ②
			合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金	合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金		
西暦(令和)	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2019(元)	67.3	14.6	44.3	39.9	4.5	8.3	7.5	0.9	0.1	-0.2
2020(2)	66.9	14.4	44.4	39.9	4.5	8.1	7.3	0.9	0.1	-0.2
2021(3)	66.5	14.2	44.4	39.9	4.4	8.0	7.1	0.8	0.0	-0.3
2022(4)	66.1	14.0	44.3	39.9	4.4	7.8	7.0	0.8	-0.2	-0.5
2023(5)	65.7	13.8	44.2	39.8	4.4	7.6	6.8	0.8	-0.4	-0.7
2024(6)	65.2	13.6	44.2	39.8	4.4	7.4	6.7	0.8	-0.6	-0.9
2025(7)	64.7	13.3	44.1	39.7	4.4	7.3	6.5	0.8	-0.6	-0.9
2030(12)	63.5	13.3	43.4	39.2	4.2	6.7	6.0	0.7	-0.8	-1.1
2035(17)	61.0	13.1	41.6	37.5	4.1	6.3	5.7	0.7	-1.3	-1.6
2040(22)	58.1	12.8	39.2	35.3	3.9	6.0	5.4	0.6	-1.3	-1.6
2050(32)	50.8	11.1	34.4	30.8	3.6	5.3	4.7	0.6	-1.2	-1.5
2060(42)	46.1	10.2	31.1	27.8	3.3	4.8	4.2	0.5	-1.0	-1.3
2070(52)	41.3	9.1	27.9	25.0	2.9	4.3	3.8	0.5	-1.1	-1.4
2080(62)	36.8	8.1	24.9	22.3	2.6	3.8	3.4	0.4	-1.2	-1.5
2090(72)	33.0	7.3	22.3	19.9	2.3	3.4	3.0	0.4	-1.1	-1.4
2100(82)	29.6	6.5	20.0	17.9	2.1	3.1	2.7	0.3	-1.1	-1.4
2110(92)	26.4	5.8	17.9	16.0	1.9	2.7	2.4	0.3	-1.1	-1.4
2115(97)	25.0	5.5	16.9	15.1	1.8	2.6	2.3	0.3	-1.1	-1.4

(注1) 被保険者数は年度間平均値である。

(注2) ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値(年平均)である。
マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。
ただし、公的年金被保険者減少率及びスライド調整率は現行の仕組みの場合と同じものを示している。

○ 人口:出生中位、死亡中位 労働:労働参加が一定程度進むケース(ケースⅣ・ケースⅤ)

年 度	公的年金 被保険者計	第1号 被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険 者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等 を勘案して設定した 一定率(0.3%)を 加えた率 ②
			合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金	合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金		
西暦(令和)	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2019(元)	67.2	14.6	44.3	39.8	4.5	8.4	7.5	0.9	0.1	-0.2
2020(2)	66.8	14.5	44.2	39.7	4.5	8.2	7.3	0.9	0.1	-0.2
2021(3)	66.4	14.4	44.0	39.6	4.4	8.1	7.2	0.8	0.0	-0.3
2022(4)	66.0	14.3	43.8	39.3	4.4	7.9	7.1	0.8	-0.2	-0.5
2023(5)	65.5	14.1	43.5	39.1	4.4	7.8	7.0	0.8	-0.5	-0.8
2024(6)	64.9	14.0	43.3	38.9	4.4	7.7	6.9	0.8	-0.6	-0.9
2025(7)	64.4	13.8	43.0	38.6	4.4	7.5	6.8	0.8	-0.7	-1.0
2030(12)	62.9	14.3	41.4	37.2	4.2	7.2	6.5	0.8	-0.9	-1.2
2035(17)	60.4	14.1	39.5	35.4	4.1	6.7	6.0	0.7	-1.3	-1.6
2040(22)	57.5	13.9	37.3	33.4	3.9	6.3	5.7	0.7	-1.4	-1.7
2050(32)	50.3	12.0	32.8	29.2	3.6	5.5	4.9	0.6	-1.2	-1.5
2060(42)	45.7	11.0	29.7	26.4	3.3	5.0	4.4	0.6	-1.0	-1.3
2070(52)	40.9	9.8	26.6	23.7	2.9	4.5	4.0	0.5	-1.1	-1.4
2080(62)	36.5	8.7	23.8	21.1	2.6	4.0	3.5	0.4	-1.2	-1.5
2090(72)	32.7	7.8	21.3	18.9	2.3	3.6	3.2	0.4	-1.1	-1.4
2100(82)	29.4	7.1	19.1	17.0	2.1	3.2	2.8	0.4	-1.1	-1.4
2110(92)	26.2	6.3	17.1	15.2	1.9	2.9	2.5	0.3	-1.1	-1.4
2115(97)	24.8	5.9	16.1	14.3	1.8	2.7	2.4	0.3	-1.1	-1.4

(注1) 被保険者数は年度間平均値である。

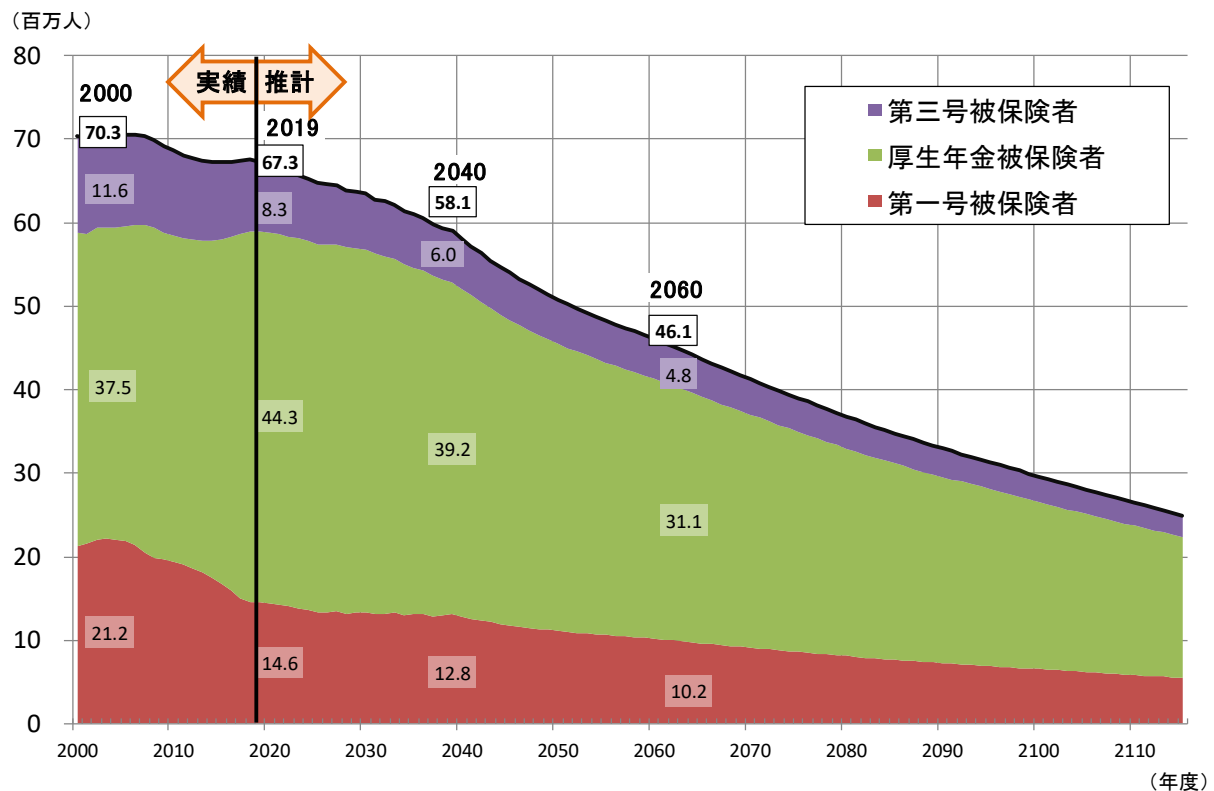
(注2) ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値(年平均)である。
マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。
ただし、公的年金被保険者減少率及びスライド調整率は現行の仕組みの場合と同じものを示している。

○ 人口：出生中位、死亡中位 労働：労働参加が進まないケース（ケースⅥ）

年 度	公的年金 被保険者計	第1号 被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険 者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等 を勘案して設定した 一定率(0.3%)を 加えた率 ②
			合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金	合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金		
西暦（令和）	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2019（元）	67.2	14.7	44.1	39.7	4.5	8.4	7.5	0.9	0.1	-0.2
2020（2）	66.8	14.6	43.9	39.4	4.5	8.3	7.5	0.9	0.1	-0.2
2021（3）	66.3	14.6	43.5	39.1	4.4	8.2	7.4	0.9	0.0	-0.3
2022（4）	65.9	14.6	43.1	38.7	4.4	8.1	7.3	0.9	-0.3	-0.6
2023（5）	65.3	14.6	42.8	38.3	4.4	8.0	7.2	0.8	-0.5	-0.8
2024（6）	64.8	14.5	42.4	38.0	4.4	7.9	7.1	0.8	-0.7	-1.0
2025（7）	64.2	14.4	42.0	37.6	4.4	7.8	7.0	0.8	-0.7	-1.0
2030（12）	62.8	15.0	40.2	35.9	4.2	7.6	6.8	0.8	-0.9	-1.2
2035（17）	60.3	14.9	38.2	34.1	4.1	7.2	6.5	0.8	-1.4	-1.7
2040（22）	57.4	14.7	35.8	31.8	3.9	7.0	6.2	0.8	-1.4	-1.7
2050（32）	50.3	12.7	31.5	27.9	3.6	6.1	5.4	0.7	-1.2	-1.5
2060（42）	45.6	11.7	28.5	25.2	3.3	5.5	4.9	0.6	-1.0	-1.3
2070（52）	40.9	10.4	25.5	22.6	2.9	4.9	4.4	0.6	-1.1	-1.4
2080（62）	36.4	9.3	22.8	20.1	2.6	4.4	3.9	0.5	-1.2	-1.5
2090（72）	32.7	8.3	20.4	18.1	2.3	3.9	3.5	0.4	-1.1	-1.4
2100（82）	29.3	7.5	18.3	16.2	2.1	3.5	3.1	0.4	-1.1	-1.4
2110（92）	26.1	6.7	16.3	14.5	1.9	3.2	2.8	0.4	-1.1	-1.4
2115（97）	24.7	6.3	15.4	13.7	1.8	3.0	2.6	0.3	-1.1	-1.4

（注1）被保険者数は年度間平均値である。
（注2）①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値（年平均）である。
マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。
ただし、公的年金被保険者減少率及びスライド調整率は現行の仕組みの場合と同じものを示している。

第4-3-7図 オプションB-①における公的年金被保険者数の将来見通し
（基礎年金の拠出期間延長）
人口中位、労働：労働参加が進むケース（ケースⅠ～Ⅲ）



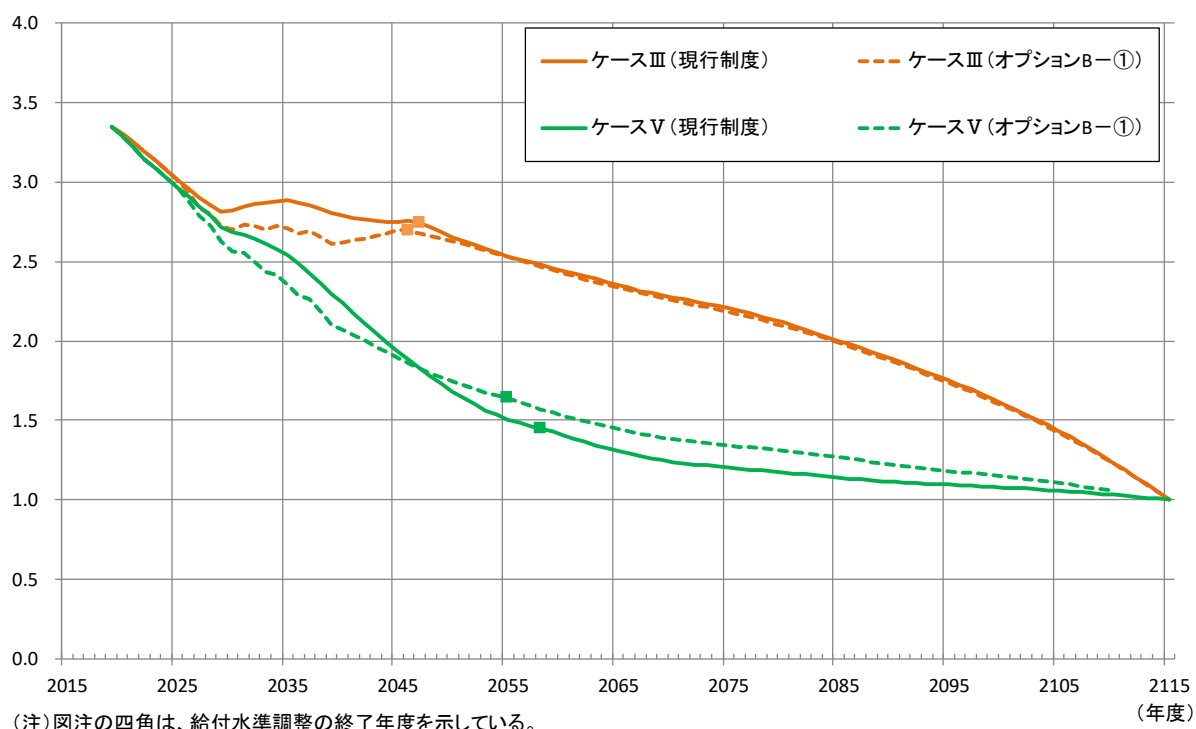
このオプションの前提として、2026(令和8)年度から納付年数の上限を3年ごとに1年延長することとしているため、2038(令和20)年度からはすべての被保険者が65歳まで加入可能となる。そこで、2040(令和22)年度の被保険者数を労働参加が進むケースで見ると、被保険者総数は5,810万人となり、現行制度の場合の5,420万人と比べて増加する見通しとなっている。その内訳を見ると、第1号被保険者数は1,280万人となっているが、現行制度の場合が990万人であることから、被保険者総数の増加分の大部分は第1号被保険者が増加したことによることが分かる。また、第3号被保険者についても、現行制度の場合は510万人であるが、60～65歳の者が第3号被保険者の対象となることから、600万人へ増加する見通しとなっている。

一方、厚生年金被保険者については、現行制度の場合もオプションB－①の場合も3,920万人で同じとなっている。これは、現行制度においても一定の要件を満たす60歳以上の者は厚生年金に適用されているためである。

なお、マクロ経済スライドの調整率については、公的年金被保険者の減少率に基づいて算定されるものであるが、オプションB－①の試算に当たっては、現行制度の仕組みと同じ調整率（被保険者の年齢が拡大することに伴って被保険者数が増加する要素を考慮しないもの）を使用することとしている。

オプションB－①における国民年金の積立度合の見通しを、経済前提がケースⅢ及びケースⅤの場合で示したものが第4－3－8図である。

第4-3-8図 国民年金の積立度合の見通し
(オプションB-①(基礎年金の保険料拠出期間を延長))



どちらのケースの場合も、納付年数の上限の延長が開始されるとした 2026(令和8)年度からしばらくの間、現行制度よりも積立度合は低下していく見通しとなっている。これは、60歳前半の第1号被保険者が増加することにより保険料収入が増える一方、基礎年金拠出金の負担も増加するため、積立金の増加率よりも支出の増加率の方が大きくなるためである。

その後、ケースⅢの場合は、マクロ経済スライドが終了する頃にほぼ同程度となり、その後も同程度の水準で推移する見通しとなっている。一方、ケースⅤの場合は、現行制度ほど積立度合が低下しないため、2050年代以降はオプションB-①の方が積立度合は高い水準で推移する見通しとなっている。

また、基礎年金について、経済前提がケースⅢの場合における基礎年金給付費と国庫負担の見通しを 2019(令和元)年度価格に換算したものを比較したのが第4-3-9表である。

第4-3-9表 基礎年金給付費と国庫負担の見通し（2019(令和元)年度価格）

単位：兆円

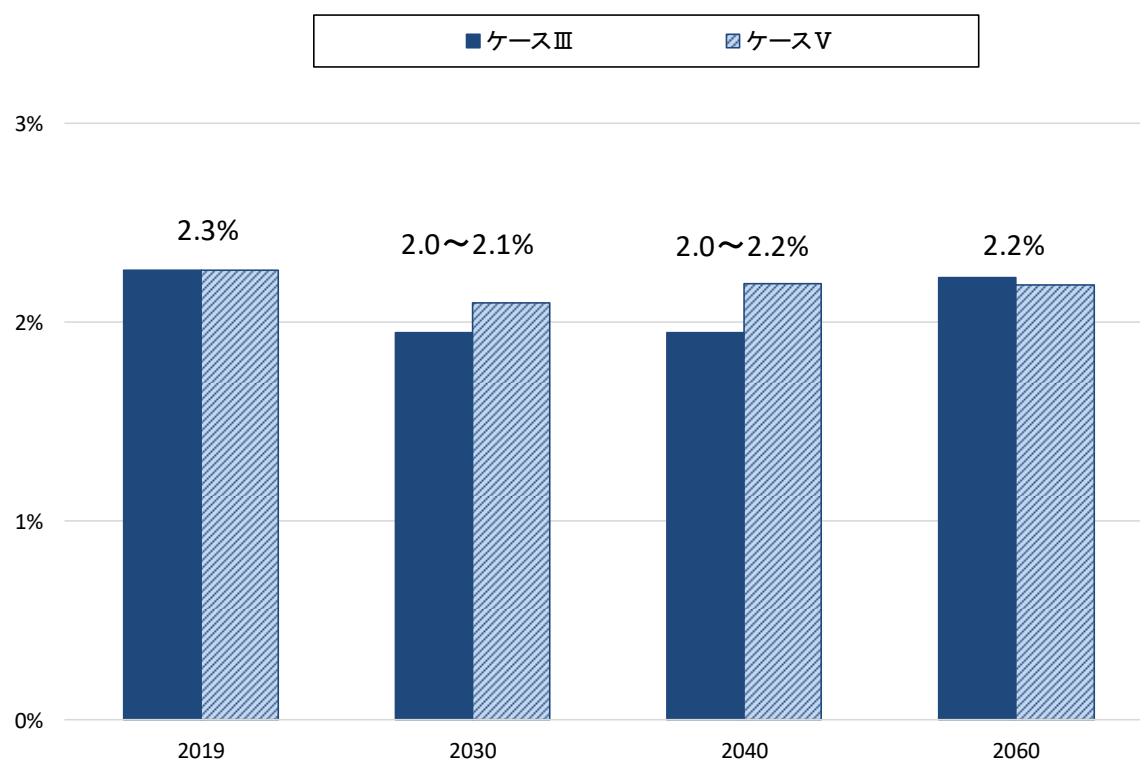
	年度	基礎年金給付費		基礎年金国庫負担	
		現行制度	オプションB-①	現行制度	オプションB-①
	2019(令和元)年度	24.2	24.2	12.3	12.3
納付年数の 上限延長開始 ⇒	2026(令和8)年度	24.1(26.7)	24.1(26.7)	12.3(13.6)	12.3(13.6)
上限延長完了 ⇒	2038(令和20)年度	20.9(31.8)	21.4(32.4)	10.7(16.3)	11.0(16.6)
オプションB-①の 基礎の調整終了 ⇒	2046(令和28)年度	19.0(34.5)	20.3(37.0)	9.8(17.8)	10.5(19.1)
上限45年の者が 90歳に ⇒	2063(令和45)年度	16.5(44.3)	18.6(49.9)	8.5(22.9)	9.7(25.9)
	2070(令和52)年度	15.3(48.1)	17.4(54.8)	7.9(24.9)	9.1(28.5)
	2080(令和62)年度	13.7(53.9)	15.6(61.7)	7.1(27.9)	8.1(32.0)
	2090(令和72)年度	12.3(60.8)	14.0(69.5)	6.3(31.4)	7.3(36.1)
	2100(令和82)年度	11.0(68.3)	12.6(78.1)	5.7(35.3)	6.5(40.6)
	2110(令和92)年度	9.9(76.9)	11.3(88.0)	5.1(39.8)	5.9(45.7)
	2115(令和97)年度	9.3(81.6)	10.7(93.3)	4.8(42.2)	5.5(48.5)

(注)「2019年度価格」とは、賃金上昇率により2019(令和元)年度の価格に換算したもの。()内の計数は換算前の名目額。

オプションB-①は納付年数が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みであることから、オプションB-①と現行制度を比べると、基礎年金給付費及び国庫負担とも徐々にオプションB-①の方が大きくなり、基礎年金給付費は2019(令和元)年度価格で最大で2兆円程度、国庫負担は最大で1兆円程度増加する見通しとなっている。その後は、人口減少に伴い次第に差が縮小していく見通しとなっている。このように、基礎年金の加入期間を45年に延長すると、国庫負担の増加を伴うことが今後の制度改正を考える上で議論になる点である。

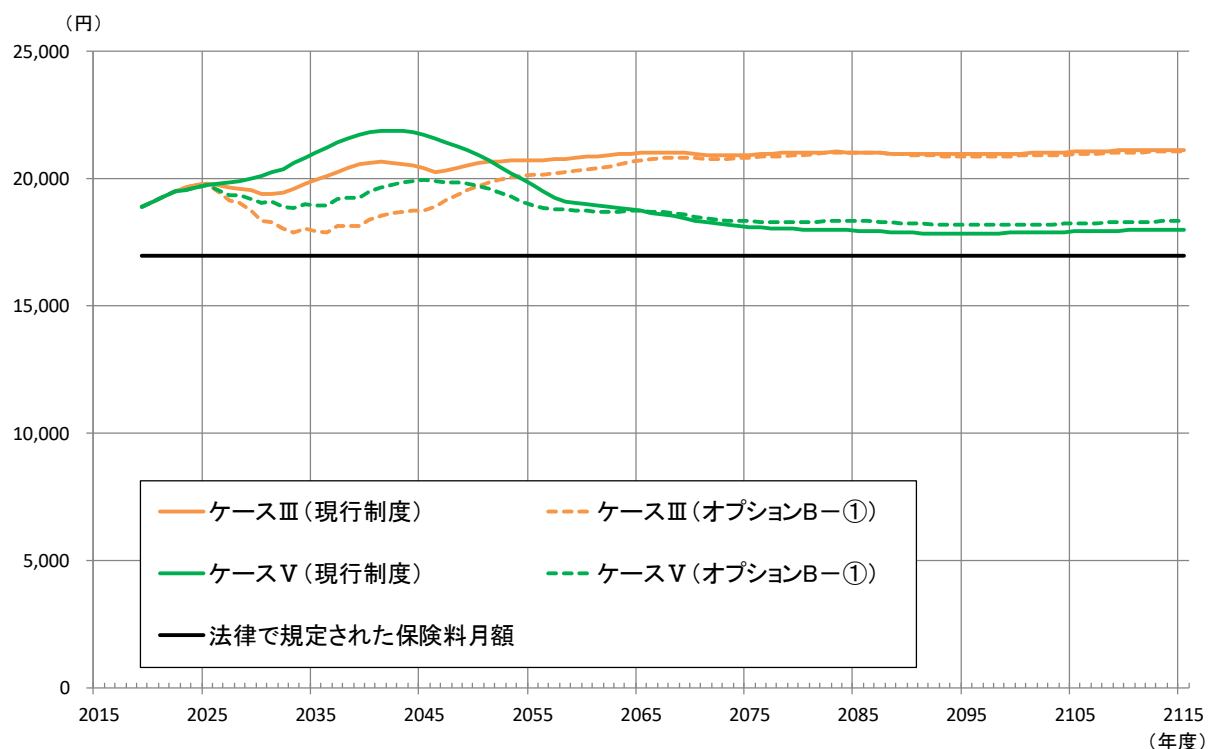
なお、前章で紹介した経済成長と年金財政のようにオプションB-①で国庫負担のGDP比を示したものが第4-3-10図である。なお、GDPの推移については現行制度と変わらないものと仮定してGDP比を計算している。ケースⅢ、ケースⅤともに現行制度よりも国庫負担のGDP比は増加しているものの、将来の値は2.0～2.2%と足下（2019(令和元)年度）の2.3%より小さい見通しとなっている。

第 4－3－10 図 国庫負担の GDP 比



さらに、拠出金単価のうち保険料相当額（2004（平成 16）年度価格）の推移について、経済前提がケースⅢ及びケースⅤの場合で示したものが第 4－3－11 図である。

第4-3-11図 拠出金単価（保険料相当額）（2004（平成16）年度価格）の見通し（オプションB-①）



2025（令和7）年頃から拠出金単価（保険料相当額）が減少していくが、その後は次第に上昇し、2060年代以降は、現行制度と同程度の水準で推移する見通しである。なお、いずれのケースも法定の保険料月額を下回ることはない。

（2）オプションB-②

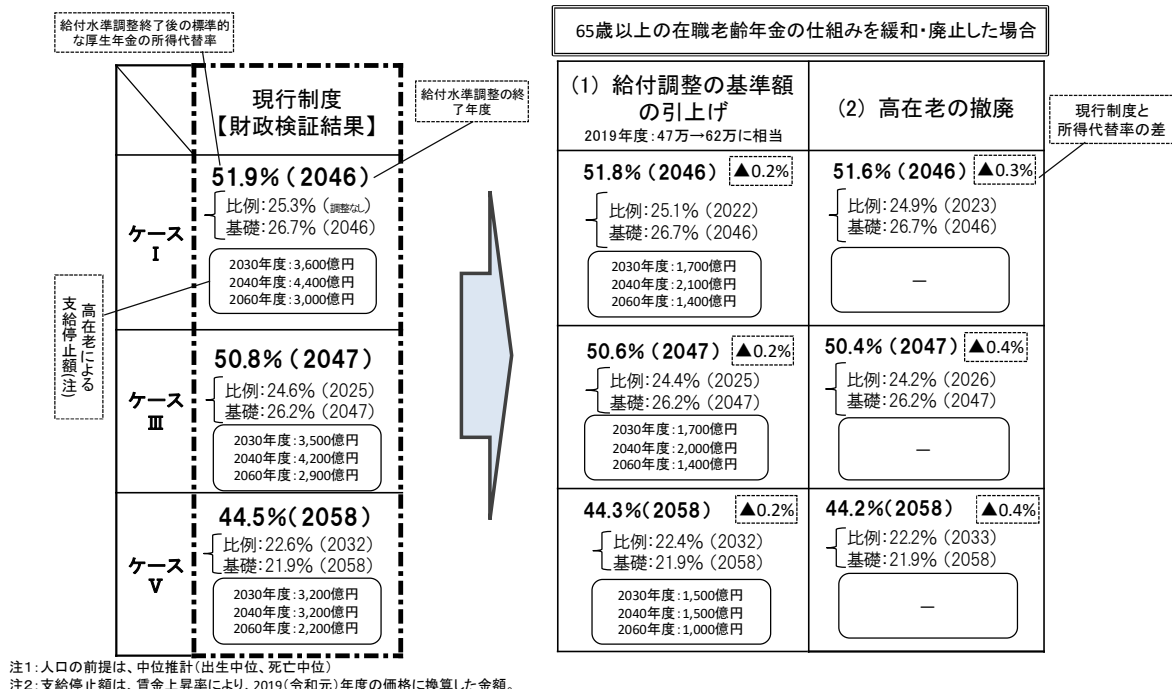
オプションB-②の試算結果は第4-3-12図のとおりである。

高在老を緩和した場合は所得代替率が0.2%程度低下し、高在老を廃止した場合は所得代替率が0.3～0.4%程度低下する結果となっている。なお、在職老齢年金制度による支給停止は厚生年金の独自給付が対象となっているため、影響は報酬比例部分のみとなる。

今回のオプション試算では、在職老齢年金の見直しによる就労の変化は見込んでいないため、被保険者数の将来見通しは現行制度の場合と変わらない。

第4-3-12図 オプションB-②における所得代替率への影響 (65歳以上の在職老齢年金(高在老)を見直し)

○ 現行制度(基礎年金の加入期間40年)を基礎として、高在老を緩和・撤廃した場合
・試算の便宜上、2026年度より見直しをした場合として試算。また、在職老齢年金の見直しによる就労の変化は見込んでいない。
※ 厚生年金の給付の増加により報酬比例の所得代替率が低下。(基礎年金への影響はない。)



(3) オプションB-③

オプションB-③の試算結果は第4-3-13図のとおりである。

厚生年金の加入年齢の上限を現行の70歳から75歳に延長した場合、所得代替率への影響は、ケースIで影響なし、ケースIIIで0.3%上昇、ケースVで0.2%上昇する結果となっている。厚生年金加入者が増加することで、保険料収入が増加するが、これに対応する将来の給付(報酬比例部分)も増加することとなる。しかし、給付は徐々に増加するものであり、保険料納付から給付までの間において積み立てられている資金の運用益が発生することや、70歳以降の拠出に係る年金の受給期間が65歳受給よりも短いことから、厚生年金財政は改善し、厚生年金(報酬比例部分)の所得代替率が上昇する結果となっている。なお、70～74歳は基礎年金の算定期間ではないことから基礎年金の給付水準に影響はない。

なお、ケースIにおいて所得代替率に影響がないのは、ケースIは現行制度において、すでにマクロ経済スライドによる調整が必要ないことから、財政状況がさらに好転してもマクロ経済スライドによる調整が不要であることには変わりはないため、所得代替率が変化しないこととなる。

第4-3-13図 オプションB-③における所得代替率への影響 (厚生年金の加入年齢の上限を現行の70歳から75歳に延長)

○ 現行制度(基礎年金の加入期間40年)を基礎として、厚生年金の加入年齢の上限を現行の70歳から75歳に延長した場合
・試算の便宜上、2026年度より見直しをした場合として試算。
※ 厚生年金の財政状況の改善により報酬比例の所得代替率が上昇。(基礎年金への影響はない。)

	現行の仕組み		厚生年金の加入年齢 の上限延長
	給付水準調整終了後の標準 的な厚生年金の所得代替率		給付水準調整の終了年度
ケースⅠ	51.9% (2046) 〔比例:25.3% (調整なし) 基礎:26.7% (2046)〕	(※)	51.9% (2046) 〔比例:25.3% (調整なし) 基礎:26.7% (2046)〕
ケースⅢ	50.8% (2047) 〔比例:24.6% (2025) 基礎:26.2% (2047)〕	+0.3%	51.1% (2047) 〔比例:24.9% (2023) 基礎:26.2% (2047)〕
ケースⅤ	44.5% (2058) 〔比例:22.6% (2032) 基礎:21.9% (2058)〕	+0.2%	44.8% (2058) 〔比例:22.8% (2031) 基礎:21.9% (2058)〕

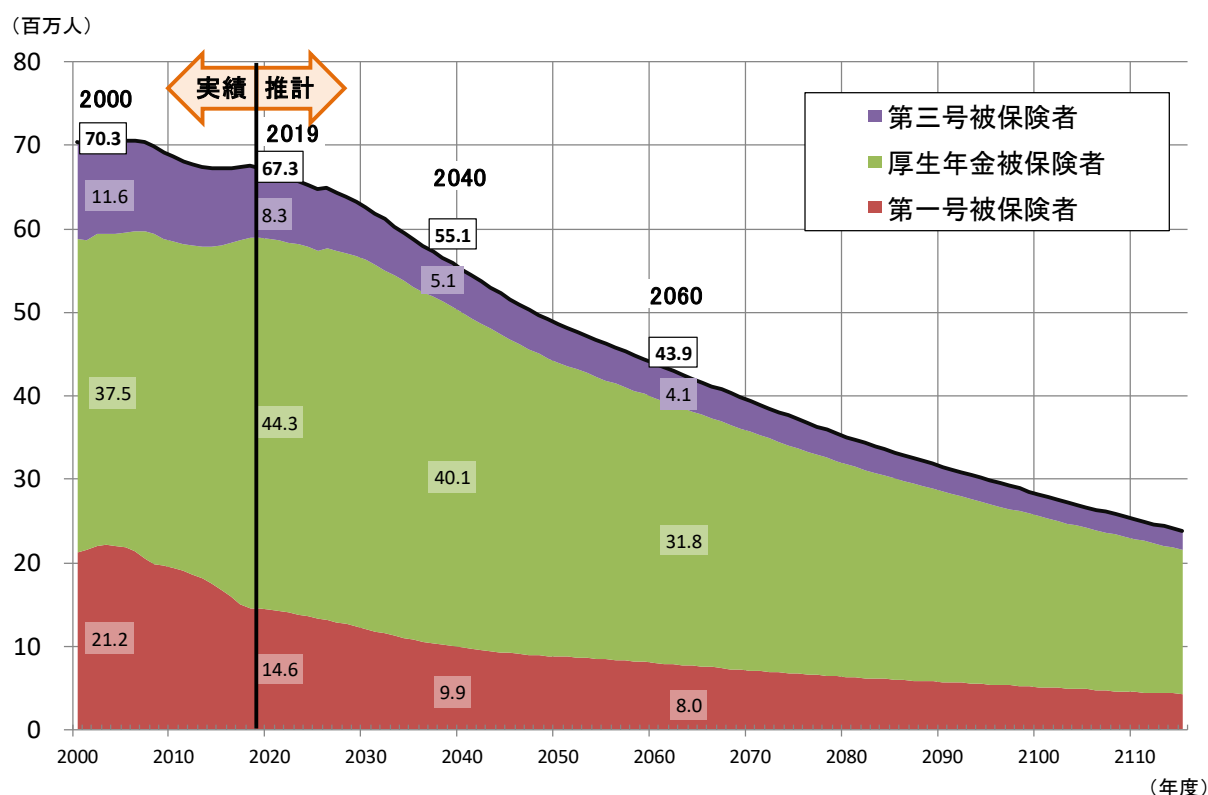
(※) ケースⅠは報酬比例部分の調整がないため、報酬比例分の財政改善効果のある制度改正の影響が所得代替率に表れない。

注: 人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)

オプションB-③における被保険者数の将来見通しを示したものが第4-3-14図である。現行制度と比べると70～74歳の厚生年金被保険者数が増加したことによる変化が生じている。

第4-3-14図 オプションB-③における公的年金被保険者数の将来見通し
(厚生年金の加入年齢の上限を現行の70歳から75歳に延長)

人口中位、労働：労働参加が進むケース（ケースⅠ～Ⅲ）



(4) オプションB-④

オプションB-④の試算結果は第4-3-15図及び第4-3-16図のとおりである。

オプション試算B-④は、個人の選択で繰下げ受給や就労期間を延ばすことにより、給付水準がどう変化するかを試算したミクロ試算となっており、他のオプション試算とは異なり、給付水準調整期間が変化するなどのマクロの財政影響は生じない。また、65歳以降も就労する場合の年金額については、モデル年金の賃金（現役男性の平均的な賃金）を仮定しているため、年金額の一部は在職老齢年金制度による停止がかかることになる（モデル年金のうち報酬比例部分の約3割が支給停止される。）。

試算結果を見ると、マクロ経済スライドにより給付水準が抑えられていくなかで、繰下げ受給や就労期間を伸ばすことは給付水準を確保する有効な選択肢となることが分かる。例えば、ケースⅢの場合、マクロ経済スライドによる給付調整終了後の所得代替率は95.2%となることが示されている。

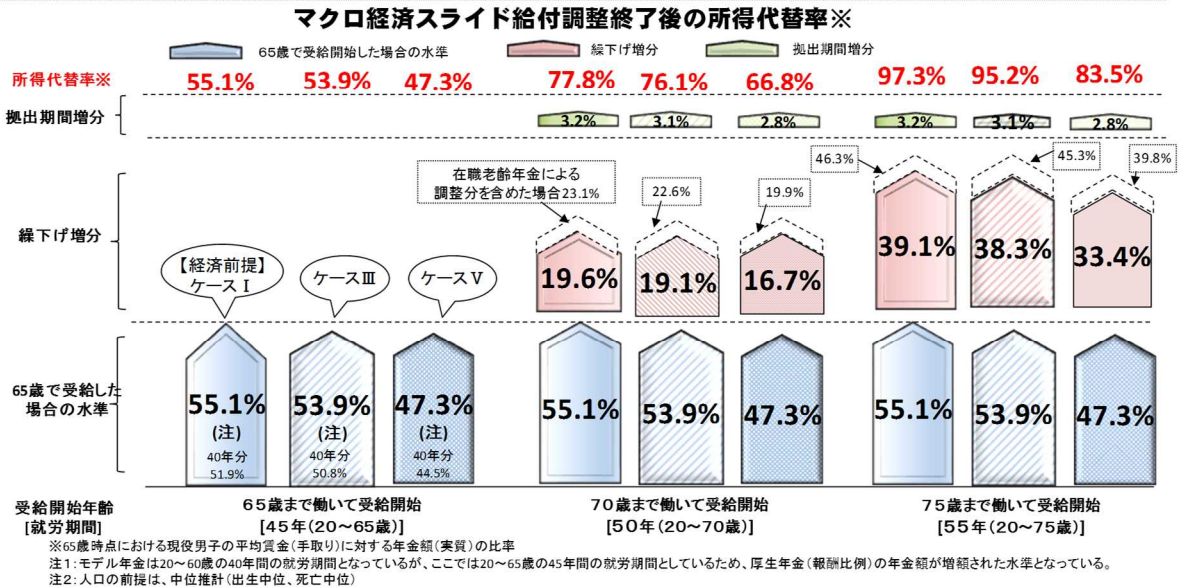
なお、厚生年金の加入年齢は現行の70歳までとしているため、70歳以降については、拠出期間増分は増加せず、繰下げ増分が増加することになる。

第4-3-15図 オプションB-④における所得代替率への影響 (就労延長と受給開始時期の選択枝の拡大)

○ 受給開始可能期間の年齢上限を現行70歳から75歳まで拡大した場合、65歳を超えて70歳、75歳まで就労した者が、受給開始時期の繰下げを選択すると給付水準がどれだけ上昇するかを試算(70歳以降の繰下げ増額は、機械的に現行の70歳までと同じ0.7%(1月当たり)を当てはめて試算。)

※ 現行の仕組みを前提とした試算であり、以下に留意

- ・ 基礎年金の拠出期間は40年(20～60歳)であるため、60歳を超えて働いても基礎年金は増加しない。一方、厚生年金の拠出期間は70歳未満のため、70歳までは拠出期間の増加に伴い報酬比例年金が増加するが、70歳を超えて就労したとしても保険料拠出はなく報酬比例年金も増加しない。
- ・ モデル年金の年金額と賃金を前提に65歳以降も働いた場合、モデル年金のうち報酬比例部分の約3割が在職老齢年金制度により支給停止となる。この者が繰下げ受給を選択すると、当該支給停止相当分は報酬比例年金の繰下げ増額が調整される。(なお、実際の停止割合は個々の年金額や賃金によって様々。)



第4-3-16図 オプションB-④における所得代替率への影響(一覧表) (就労延長と受給開始時期の選択枝の拡大)

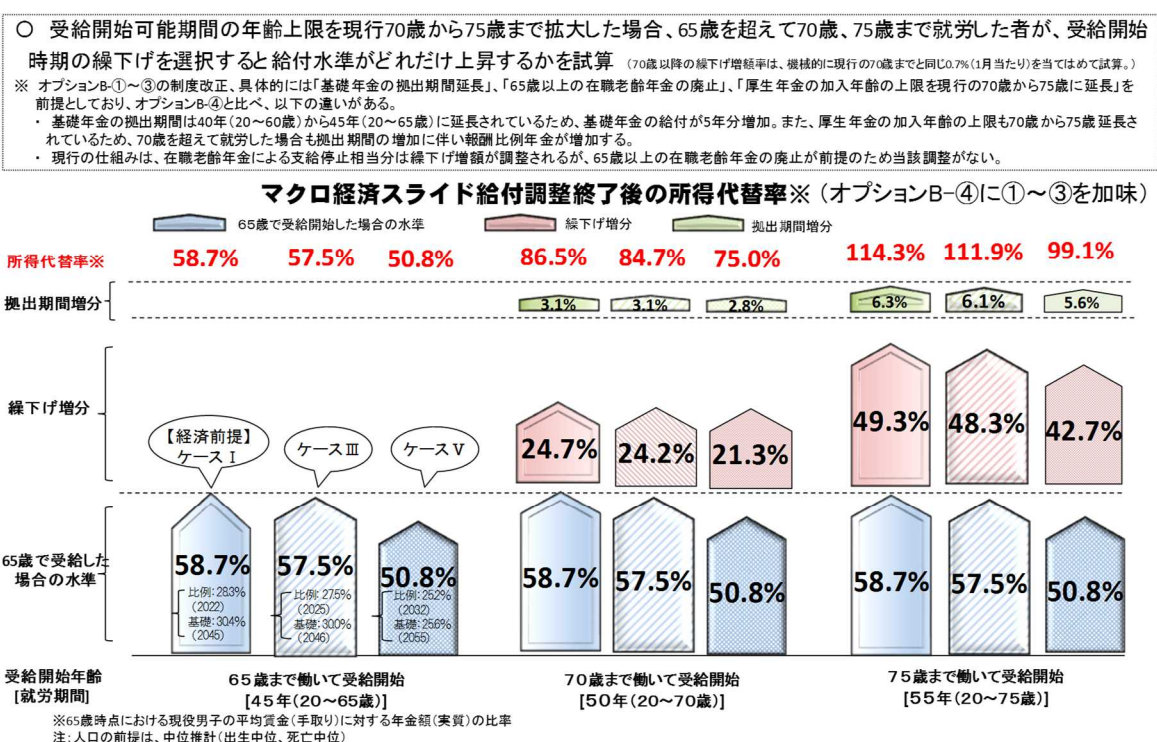
		65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳
ケースⅠ	所得代替率	55.1%	59.6%	64.2%	68.7%	73.2%	77.8%	81.7%	85.6%	89.5%	93.4%	97.3%
	(比例)	(28.4%)	(30.7%)	(33.0%)	(35.3%)	(37.6%)	(39.9%)	(41.6%)	(43.3%)	(44.9%)	(46.6%)	(48.3%)
	(基礎)	(26.7%)	(28.9%)	(31.1%)	(33.4%)	(35.6%)	(37.8%)	(40.1%)	(42.3%)	(44.6%)	(46.8%)	(49.0%)
	65歳で受給開始した場合の水準	—	55.1%	55.1%	55.1%	55.1%	55.1%	55.1%	55.1%	55.1%	55.1%	55.1%
	繰下げ増分	—	3.9%	7.8%	11.7%	15.6%	19.6%	23.5%	27.4%	31.3%	35.2%	39.1%
ケースⅢ	所得代替率	53.9%	58.3%	62.8%	67.2%	71.7%	76.1%	79.9%	83.8%	87.6%	91.4%	95.2%
	(比例)	(27.7%)	(29.9%)	(32.2%)	(34.4%)	(36.7%)	(38.9%)	(40.5%)	(42.2%)	(43.8%)	(45.4%)	(47.0%)
	(基礎)	(26.2%)	(28.4%)	(30.6%)	(32.8%)	(35.0%)	(37.2%)	(39.4%)	(41.6%)	(43.8%)	(46.0%)	(48.2%)
	65歳で受給開始した場合の水準	—	53.9%	53.9%	53.9%	53.9%	53.9%	53.9%	53.9%	53.9%	53.9%	53.9%
	繰下げ増分	—	3.8%	7.7%	11.5%	15.3%	19.1%	23.0%	26.8%	30.6%	34.5%	38.3%
ケースⅤ	所得代替率	47.3%	51.2%	55.1%	59.0%	62.9%	66.8%	70.2%	73.5%	76.9%	80.2%	83.5%
	(比例)	(25.4%)	(27.5%)	(29.5%)	(31.6%)	(33.7%)	(35.7%)	(37.2%)	(38.7%)	(40.2%)	(41.7%)	(43.2%)
	(基礎)	(21.9%)	(23.8%)	(25.6%)	(27.4%)	(29.3%)	(31.1%)	(33.0%)	(34.8%)	(36.7%)	(38.5%)	(40.3%)
	65歳で受給開始した場合の水準	—	47.3%	47.3%	47.3%	47.3%	47.3%	47.3%	47.3%	47.3%	47.3%	47.3%
	繰下げ増分	—	3.3%	6.7%	10.0%	13.3%	16.7%	20.0%	23.4%	26.7%	30.0%	33.4%
ケースⅤ	所得代替率	47.3%	51.2%	55.1%	59.0%	62.9%	66.8%	70.2%	73.5%	76.9%	80.2%	83.5%
	(比例)	(25.4%)	(27.5%)	(29.5%)	(31.6%)	(33.7%)	(35.7%)	(37.2%)	(38.7%)	(40.2%)	(41.7%)	(43.2%)
	(基礎)	(21.9%)	(23.8%)	(25.6%)	(27.4%)	(29.3%)	(31.1%)	(33.0%)	(34.8%)	(36.7%)	(38.5%)	(40.3%)
	65歳で受給開始した場合の水準	—	47.3%	47.3%	47.3%	47.3%	47.3%	47.3%	47.3%	47.3%	47.3%	47.3%
	繰下げ増分	—	3.3%	6.7%	10.0%	13.3%	16.7%	20.0%	23.4%	26.7%	30.0%	33.4%
ケースⅤ	所得代替率	47.3%	51.2%	55.1%	59.0%	62.9%	66.8%	70.2%	73.5%	76.9%	80.2%	83.5%
	(比例)	(25.4%)	(27.5%)	(29.5%)	(31.6%)	(33.7%)	(35.7%)	(37.2%)	(38.7%)	(40.2%)	(41.7%)	(43.2%)
	(基礎)	(21.9%)	(23.8%)	(25.6%)	(27.4%)	(29.3%)	(31.1%)	(33.0%)	(34.8%)	(36.7%)	(38.5%)	(40.3%)
	65歳で受給開始した場合の水準	—	47.3%	47.3%	47.3%	47.3%	47.3%	47.3%	47.3%	47.3%	47.3%	47.3%
	繰下げ増分	—	3.3%	6.7%	10.0%	13.3%	16.7%	20.0%	23.4%	26.7%	30.0%	33.4%
ケースⅤ	所得代替率	47.3%	51.2%	55.1%	59.0%	62.9%	66.8%	70.2%	73.5%	76.9%	80.2%	83.5%
	(比例)	(25.4%)	(27.5%)	(29.5%)	(31.6%)	(33.7%)	(35.7%)	(37.2%)	(38.7%)	(40.2%)	(41.7%)	(43.2%)
	(基礎)	(21.9%)	(23.8%)	(25.6%)	(27.4%)	(29.3%)	(31.1%)	(33.0%)	(34.8%)	(36.7%)	(38.5%)	(40.3%)
	65歳で受給開始した場合の水準	—	47.3%	47.3%	47.3%	47.3%	47.3%	47.3%	47.3%	47.3%	47.3%	47.3%
	繰下げ増分	—	3.3%	6.7%	10.0%	13.3%	16.7%	20.0%	23.4%	26.7%	30.0%	33.4%
ケースⅤ	所得代替率	47.3%	51.2%	55.1%	59.0%	62.9%	66.8%	70.2%	73.5%	76.9%	80.2%	83.5%
	(比例)	(25.4%)	(27.5%)	(29.5%)	(31.6%)	(33.7%)	(35.7%)	(37.2%)	(38.7%)	(40.2%)	(41.7%)	(43.2%)
	(基礎)	(21.9%)	(23.8%)	(25.6%)	(27.4%)	(29.3%)	(31.1%)	(33.0%)	(34.8%)	(36.7%)	(38.5%)	(40.3%)
	65歳で受給開始した場合の水準	—	47.3%	47.3%	47.3%	47.3%	47.3%	47.3%	47.3%	47.3%	47.3%	47.3%
	繰下げ増分	—	3.3%	6.7%	10.0%	13.3%	16.7%	20.0%	23.4%	26.7%	30.0%	33.4%

※65歳時点における現役男子の平均賃金(手取り)に対する年金額(実質)の比率
注: 人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)

(5) オプションB-⑤

オプション試算B-⑤は、オプション試算B-④に①～③の制度改革を加味した試算となっており、基礎年金の加入期間が45年に延長されていることや、厚生年金の加入期間が75歳まで延長されたこと、在職老齢年金の廃止が前提とされていることから、(現行であれば支給停止となっていた分を含め)全ての年金額が繰下げの対象となり増額されるため、B-④より給付水準が高くなる結果となっている(第4-3-17図及び第4-3-18表)。

第4-3-17図 オプションB-⑤における所得代替率への影響
(就労延長と受給開始時期の選択肢の拡大)



第4-3-18表 オプションB-⑤における所得代替率への影響（一覧表）
（就労延長と受給開始時期の選択肢の拡大）

		65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳
ケースⅠ	所得代替率	58.7%	64.3%	69.8%	75.4%	80.9%	86.5%	92.1%	97.6%	103.2%	108.7%	114.3%
	（比例）	(28.3%)	(31.3%)	(34.3%)	(37.3%)	(40.3%)	(43.3%)	(46.3%)	(49.3%)	(52.3%)	(55.3%)	(58.3%)
	（基礎）	(30.4%)	(33.0%)	(35.6%)	(38.1%)	(40.7%)	(43.2%)	(45.8%)	(48.3%)	(50.9%)	(53.5%)	(56.0%)
	65歳で受給開始した場合の水準	—	58.7%	58.7%	58.7%	58.7%	58.7%	58.7%	58.7%	58.7%	58.7%	58.7%
	繰下げ増分	—	4.9%	9.9%	14.8%	19.7%	24.7%	29.6%	34.5%	39.5%	44.4%	49.3%
ケースⅢ	所得代替率	57.5%	63.0%	68.4%	73.8%	79.3%	84.7%	90.2%	95.6%	101.0%	106.5%	111.9%
	（比例）	(27.5%)	(30.4%)	(33.3%)	(36.3%)	(39.2%)	(42.1%)	(45.0%)	(47.9%)	(50.9%)	(53.8%)	(56.7%)
	（基礎）	(30.0%)	(32.5%)	(35.1%)	(37.6%)	(40.1%)	(42.6%)	(45.1%)	(47.7%)	(50.2%)	(52.7%)	(55.2%)
	65歳で受給開始した場合の水準	—	57.5%	57.5%	57.5%	57.5%	57.5%	57.5%	57.5%	57.5%	57.5%	57.5%
	繰下げ増分	—	4.8%	9.7%	14.5%	19.3%	24.2%	29.0%	33.8%	38.6%	43.5%	48.3%
ケースⅤ	所得代替率	50.8%	55.7%	60.5%	65.3%	70.1%	75.0%	79.8%	84.6%	89.5%	94.3%	99.1%
	（比例）	(25.2%)	(27.9%)	(30.5%)	(33.2%)	(35.9%)	(38.6%)	(41.2%)	(43.9%)	(46.6%)	(49.3%)	(51.9%)
	（基礎）	(25.6%)	(27.8%)	(30.0%)	(32.1%)	(34.3%)	(36.4%)	(38.6%)	(40.7%)	(42.9%)	(45.0%)	(47.2%)
	65歳で受給開始した場合の水準	—	50.8%	50.8%	50.8%	50.8%	50.8%	50.8%	50.8%	50.8%	50.8%	50.8%
	繰下げ増分	—	4.3%	8.5%	12.8%	17.1%	21.3%	25.6%	29.9%	34.2%	38.4%	42.7%
ケースⅦ	所得代替率	50.8%	55.7%	60.5%	65.3%	70.1%	75.0%	79.8%	84.6%	89.5%	94.3%	99.1%
	（比例）	(25.2%)	(27.9%)	(30.5%)	(33.2%)	(35.9%)	(38.6%)	(41.2%)	(43.9%)	(46.6%)	(49.3%)	(51.9%)
	（基礎）	(25.6%)	(27.8%)	(30.0%)	(32.1%)	(34.3%)	(36.4%)	(38.6%)	(40.7%)	(42.9%)	(45.0%)	(47.2%)
	65歳で受給開始した場合の水準	—	50.8%	50.8%	50.8%	50.8%	50.8%	50.8%	50.8%	50.8%	50.8%	50.8%
	繰下げ増分	—	4.3%	8.5%	12.8%	17.1%	21.3%	25.6%	29.9%	34.2%	38.4%	42.7%
ケースⅨ	所得代替率	50.8%	55.7%	60.5%	65.3%	70.1%	75.0%	79.8%	84.6%	89.5%	94.3%	99.1%
	（比例）	(25.2%)	(27.9%)	(30.5%)	(33.2%)	(35.9%)	(38.6%)	(41.2%)	(43.9%)	(46.6%)	(49.3%)	(51.9%)
	（基礎）	(25.6%)	(27.8%)	(30.0%)	(32.1%)	(34.3%)	(36.4%)	(38.6%)	(40.7%)	(42.9%)	(45.0%)	(47.2%)
	65歳で受給開始した場合の水準	—	50.8%	50.8%	50.8%	50.8%	50.8%	50.8%	50.8%	50.8%	50.8%	50.8%
	繰下げ増分	—	4.3%	8.5%	12.8%	17.1%	21.3%	25.6%	29.9%	34.2%	38.4%	42.7%

※65歳時点における現役男子の平均賃金（手取り）に対する年金額（実質）の比率
注：人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位）

3. 足下の所得代替率を確保するために必要な受給開始時期の選択

公的年金制度においては、マクロ経済スライドによる給付水準の調整に伴い、所得代替率は、現在（2019(令和元)年度）の61.7%から将来低下していく見通しとなっている。しかし、オプションB-④でみたように、40年を超えて就労し、それに伴い受給開始時期の繰下げを選択すれば、その分給付水準が増加することとなるため、就労期間を延長することにより将来の所得代替率の低下を防ぐことが可能となる。

ここでは、ケースⅢ及びケースⅤについて、現行制度又はオプションB-⑤の制度を前提に、20歳から何歳まで就労すれば、現在（2019(令和元)年度に65歳の者）の所得代替率61.7%を維持することができるかを生年度別に示す。

なお、就労引退時期が65歳以降となる場合は、就労引退時期から受給開始するものとし、65歳から受給開始までの間は繰下げを行うものとする。また、現行制度で繰下げができるのは66歳以上であるが、機械的に65歳1月～65歳11月も

繰下げができると仮定して試算した。

「2019(令和元)年度に 65 歳である 1954(昭和 29)年度生まれの者」と「2019(令和元)年度に 20 歳である 1999(平成 11)年度生まれの者」についてまとめたものが第 4－3－19 図である。

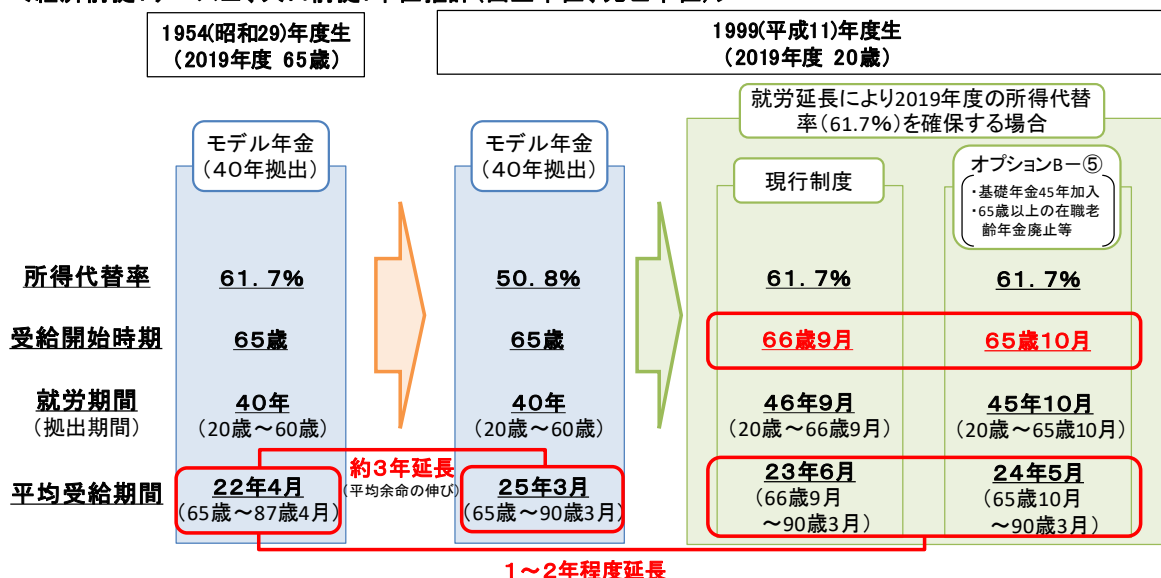
1954(昭和 29)年度生まれの者については、40 年の就労期間で 61.7%の水準の年金を受給し、平均受給期間は 22 年 4 月となっている。一方、1999(平成 11)年度生まれの者については、マクロ経済スライドにより 50.8%の水準の年金に低下するものの、平均余命の 3 年程度の伸長を見込んでいるため、平均受給期間は約 3 年延長され 25 年 3 月となっている。

就労延長や繰下げ受給をすることにより、1999(平成 11)年度生まれの者については現行制度では 66 歳 9 月、オプション B－⑤では 65 歳 10 月から受給開始することで 61.7%の水準を確保することが可能となる。また、そのときの平均受給期間も現行制度で 23 年 6 月、オプション B－⑤で 24 年 5 月と 1954(昭和 29)年度生まれの者よりも長い受給期間となっている。また、これらを各世代別にみたものが第 4－3－20 図及び第 4－3－21 図となっている。

第 4－3－19 図 足下の所得代替率確保に必要な受給開始時期（ケースⅢ）

- モデル年金(40年拠出)でみると、将来の受給世代の所得代替率は低下するが、平均余命の伸びに伴い平均受給期間は延長する見通し。
- 現在20歳の世代は66歳9月まで就労し繰下げ受給を選択すれば、現在(2019年度)65歳の世代と同じ所得代替率を確保できる見通し。(仮にオプションB－⑤(基礎年金45年加入、65歳以上の在職老齢年金の廃止等)の制度改革を前提とすれば、65歳10月まで就労し繰下げ受給を選択すれば、現在65歳の世代と同じ所得代替率を確保できる見通し。)
- ※ 一律に支給開始年齢を引き上げるのではなく、個々の者が繰下げを選択して給付水準を上昇させることが可能

＜経済前提：ケースⅢ、人口前提：中位推計(出生中位、死亡中位)＞



第4-3-20図 足下の所得代替率確保に必要な受給開始時期（ケースⅢ）

- モデル年金(40年拠出)でみると、将来の受給世代の所得代替率は低下するが、平均余命の伸びに伴い平均受給期間は延長する見通し。
- 現在20歳の世代は66歳9月まで就労し繰下げ受給を選択すれば、現在(2019年度)65歳の世代と同じ所得代替率を確保できる見通し。(仮にオプションB-⑤(基礎年金45年加入、65歳以上の在職老齢年金の廃止等)の制度改正を前提とすれば、65歳10月まで就労し繰下げ受給を選択すれば、現在65歳の世代と同じ所得代替率を確保できる見通し。)
- ※ 一律に支給開始年齢を引き上げるのではなく、個々の者が繰下げを選択して給付水準を上昇させることが可能

＜経済前提:ケースⅢ、人口前提:中位推計(出生中位、死亡中位)＞

生 年度 (2019年度の年齢)	65歳 到達 年度	モデル年金(40年拠出)				現行の所得代替率(61.7%)を維持するために必要な就労期間等												
		所得 代替率	就労引退	受給開始	就労期間 (拠出期間)	平均受給 期間 (65歳の 平均余命)	所得 代替率	現行制度 (基礎年金40年加入)		オプションB-⑤ (・基礎年金45年加入 ・65歳以上の在職老齢年金廃止 等)								
								就労引退	受給開始 (拠出期間)	就労期間 平均受給 期間	就労引退	受給開始 (拠出期間)	平均受給 期間					
1954(昭和29)(65歳)	2019	61.7%	60歳0月	65歳0月	40年0月	22年4月	61.7%	60歳0月	65歳0月	40年0月	22年4月							
1959(昭和34)(60歳)	2024	60.2%				22年9月		62歳4月		42年4月	22年9月							
1964(昭和39)(55歳)	2029	58.6%				23年2月		65歳0月		45年0月	23年2月							
1969(昭和44)(50歳)	2034	56.6%				23年6月		65歳5月		45年5月	23年1月							
1974(昭和49)(45歳)	2039	54.1%				23年11月		66歳0月	46年0月	22年11月	65歳3月	45年3月	23年8月					
1979(昭和54)(40歳)	2044	51.7%				24年2月		66歳7月	46年7月	22年7月	65歳8月	45年8月	23年6月					
1984(昭和59)(35歳)	2049	50.8%				24年6月		66歳9月		46年9月	22年9月	65歳10月		45年10月	23年8月			
1989(平成元)(30歳)	2054					24年9月					23年0月				23年11月			
1994(平成6)(25歳)	2059					25年0月					23年3月				24年2月			
1999(平成11)(20歳)	2064					25年3月					23年6月				24年5月			

注1 65歳の平均余命は、国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口」(平成29年4月)の平均余命について、男女平均をとったもの。

注2 モデル年金の世帯が1954年度生まれの所得代替率と同水準となるための就労引退、受給開始の年齢を示している。65歳以降は就労する場合は、就労引退まで繰下げ受給を選択すると仮定。

注3 現行制度は、在職老齢年金の支給停止の影響を織り込み試算。また、現行制度で繰下げができるのは66歳以上であるが、機械的に65歳1月～65歳11月も繰下げができると仮定して試算。

注4 オプションB-⑤は、基礎年金45年加入が完成すると仮定している1971年度生以降の世代について試算。

第4-3-21図 足下の所得代替率確保に必要な受給開始時期（ケースⅤ）

- モデル年金(40年拠出)でみると、将来の受給世代の所得代替率は低下するが、平均余命の伸びに伴い平均受給期間は延長する見通し。
- 現在20歳の世代は68歳9月まで就労し繰下げ受給を選択すれば、現在(2019年度)65歳の世代と同じ所得代替率を確保できる見通し。(仮にオプションB-⑤(基礎年金45年加入、65歳以上の在職老齢年金の廃止等)の制度改正を前提とすれば、67歳3月まで就労し繰下げ受給を選択すれば、現在65歳の世代と同じ所得代替率を確保できる見通し。)
- ※ 一律に支給開始年齢を引き上げるのではなく、個々の者が繰下げを選択して給付水準を上昇させることが可能

＜経済前提:ケースⅤ、人口前提:中位推計(出生中位、死亡中位)＞

生年度 (2019年度の年齢)		65歳到達 年度	モデル年金(40年拠出)				現行の所得代替率(61.7%)を維持するために必要な就労期間等							
			所得 代替率	就労引退	受給開始	就労期間 (拠出期間)	平均受給 期間 (65歳の 平均余命)	所得 代替率	現行制度 (基礎年金40年加入)			オプションB-⑤ (・基礎年金45年加入 ・65歳以上の在職老齢年金廃止 等)		
									就労引退	受給開始	就労期間 (拠出期間)	平均受給 期間	就労引退	受給開始
1954(昭和29)(65歳)	2019	61.7%	60歳0月	65歳0月	40年0月	22年4月	61.7%	60歳0月	65歳0月	40年0月	22年4月			
1959(昭和34)(60歳)	2024	60.1%				22年9月		62歳6月		42年6月	22年9月			
1964(昭和39)(55歳)	2029	57.1%				23年2月		65歳5月		45年5月	22年9月			
1969(昭和44)(50歳)	2034	54.2%				23年6月		66歳0月		46年0月	22年6月			
1974(昭和49)(45歳)	2039	51.8%				23年11月		66歳7月		46年7月	22年4月	65歳9月	45年9月	23年2月
1979(昭和54)(40歳)	2044	49.6%				24年2月		67歳2月		47年2月	22年0月	66歳3月	46年3月	22年11月
1984(昭和59)(35歳)	2049	47.5%				24年6月		67歳9月		47年9月	21年9月	66歳9月	46年9月	22年9月
1989(平成元)(30歳)	2054	45.6%				24年9月		68歳4月		48年4月	21年5月	67歳3月	47年3月	22年6月
1994(平成6)(25歳)	2059	44.5%				25年0月		68歳9月		48年9月	21年3月	67歳3月	47年3月	22年9月
1999(平成11)(20歳)	2064					21年6月					23年0月			

注1 65歳の平均余命は、国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口」(平成29年4月)の平均余命について、男女平均をとったもの。

注2 モデル年金の世帯が1954年度生まれの所得代替率と同水準となるための就労引退、受給開始の年齢を示している。65歳以降は就労する場合は、就労引退まで繰下げ受給を選択すると仮定。

注3 現行制度は、在職老齢年金の支給停止の影響を織り込み試算。また、現行制度で繰下げができるのは66歳以上であるが、機械的に65歳1月～65歳11月も繰下げができると仮定して試算。

注4 オプションB-⑤は、基礎年金45年加入が完成すると仮定している1971年度生以降の世代について試算。

第4節

オプションAとBの組み合わせ試算 及び参考試算

1. オプションAとBの組み合わせ試算

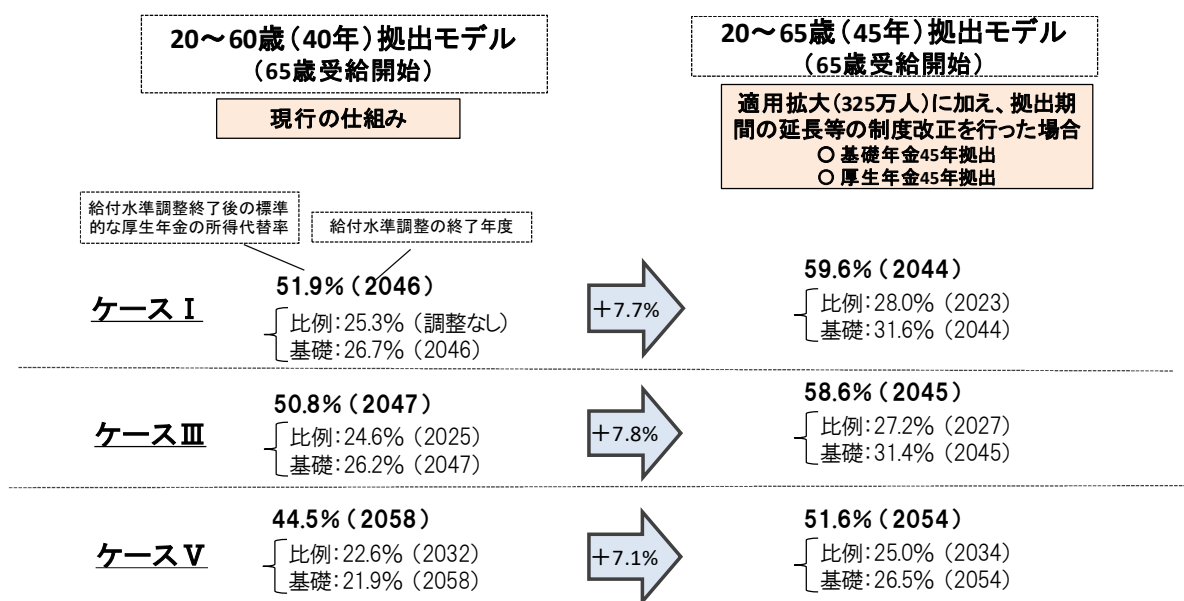
今回の財政検証では、前節までに紹介したオプションAとオプションBを両方行った場合の試算も行った。なお、オプションAとオプションBはそれぞれ複数の試算を行っていることから全ての組み合わせ試算を実施すると試算の数が膨大になるため、影響が大きい「オプションA－②とオプションB－①～③の制度改革を全て行った場合」と「オプションA－③とオプションB－①～③の制度改革を全て行った場合」の2種類の試算を行っている。

試算結果については第4－4－1図及び第4－4－2図のとおりである。「オプションA－②とオプションB－①～③の制度改革を全て行った場合」は7～8％程度、「オプションA－③とオプションB－①～③の制度改革を全て行った場合」は10～11％程度の所得代替率が上昇しており、概ねオプションAとオプションBの影響を合わせた結果となっている。

第4－4－1図 オプションA－②とオプションB－①～③の制度改革を全て行った場合における所得代替率への影響

○ オプションA－②＜賃金要件、企業規模要件を廃止（325万人ベース）＞に加え、オプションB－①～③の制度改革を全て行った場合

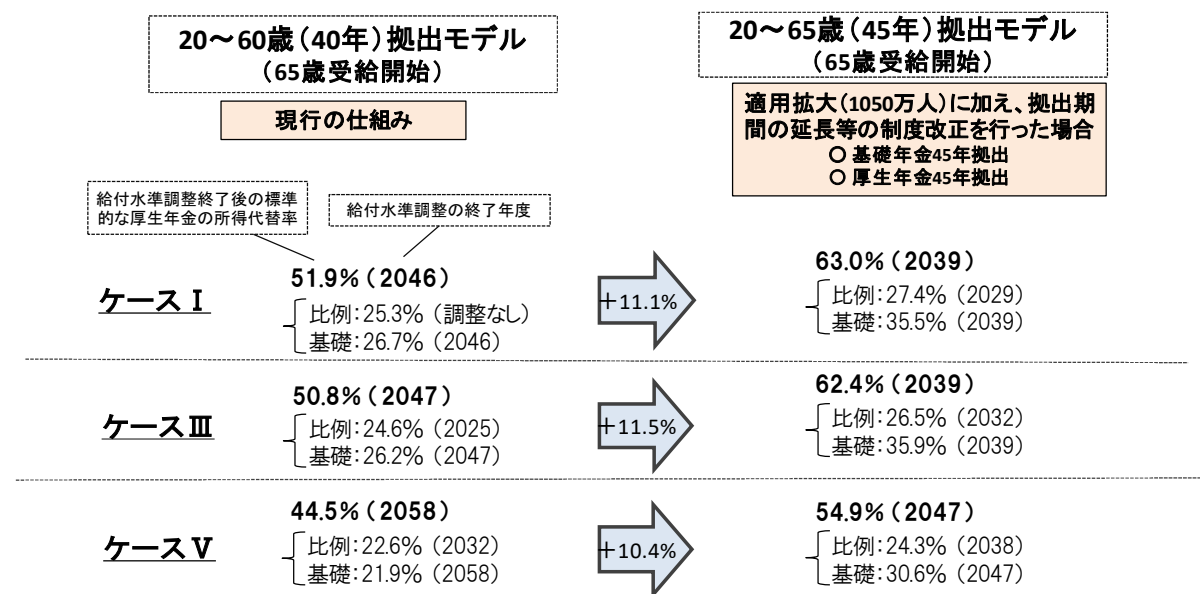
※ オプションB－①～③の制度改革とは、具体的には「基礎年金の拠出期間延長」、「65歳以上の在職老齢年金の廃止」、「厚生年金の加入年齢の上限を現行の70歳から75歳に延長」を前提としている。



注：人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位）

第4-4-2図 オプションA-③とオプションB-①～③の制度改革を全て行った場合における所得代替率への影響

○ オプションA-③<一定の賃金収入(月5.8万円以上)がある全ての被用者へ適用拡大(1,050万人ベース)>に加え、オプションB-①～③の制度改革を全て行った場合
 ※ オプションB-①～③の制度改革とは、具体的には「基礎年金の拠出期間延長」、「65歳以上の在職老齢年金の廃止」、「厚生年金の加入年齢の上限を現行の70歳から75歳に延長」を前提としている。



注: 人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)

なお、「オプションA-③とオプションB-①～③の制度改革を全て行った場合」のケースⅠ～Ⅲの所得代替率は、足下(2019(令和元)年度)の所得代替率61.7%を上回る結果となっている。これは、適用拡大によりマクロ経済スライドの調整期間が短縮したことや、45年拠出により給付水準が45/40倍されたことによるものである。

2. 参考試算

(2016(平成28)年年金改革法による年金額改定ルールの効果)

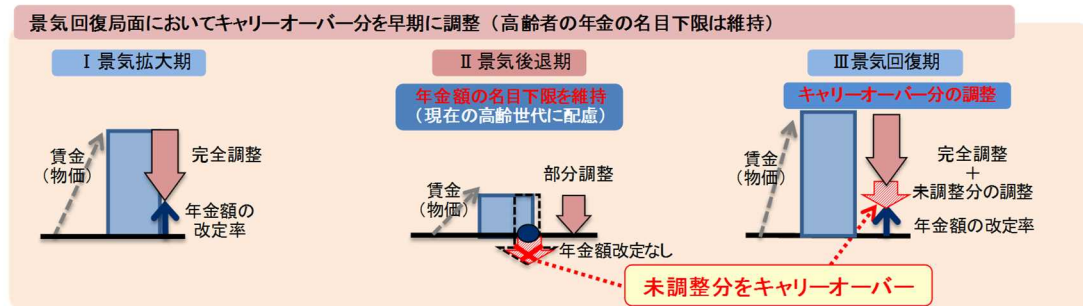
今回のオプション試算では、参考試算として2016(平成28)年年金改革法で成立した年金額改定ルールの見直し(第4-4-3図)の効果を検証した。これはオプション試算のように一定の制度改革を仮定した試算とは異なり、既に組み込まれている制度の効果を測定するものである。

第4-4-3図 年金額の改定ルールの見直し

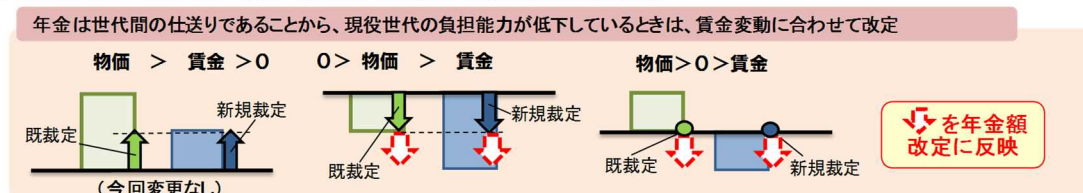
○ 制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準を確保するため、年金額改定に際し以下の措置を講じる。

- ① **マクロ経済スライド**について、現在の高齢世代に配慮しつつ、できる限り早期に調整する観点から、**名目下限措置を維持し、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を調整**。【平成30年4月施行】
- ② **賃金・物価スライド**について、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、**賃金変動が物価変動を下回る場合には賃金変動に合わせて改定する考え方を徹底**。【令和3年4月施行】

① マクロ経済スライドによる調整のルールの見直し（少子化、平均寿命の伸びなど長期的な構造変化に対応）



② 賃金・物価スライドの見直し（賃金・物価動向など短期的な経済動向の変化に対応）



なお、この年金額改定ルールの見直しについては、2016(平成28)年年金改革法の審議において参議院厚生労働委員会よりなされた附帯決議に応えたものである。

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抜粋）

平成二十八年十二月十三日 参議院厚生労働委員会

五、本法による年金額の改定ルールの賃金・物価スライドの見直しについては、平成二十六年財政検証を踏まえて行われた関係審議会において取りまとめられた新しい改定ルールであり、オプション試算が行われなかったが、次回予定される平成三十一年財政検証に向けて、景気循環等の影響で新たな改定ルールが実際に適用される可能性も踏まえた上で、国民が将来の年金の姿を見通すことができるよう、現実的かつ多様な経済前提の下で将来推計を示すべく、その準備を進めること。

参考試算における経済の前提については、第3章第4節で紹介した経済変動を仮定した前提（第4-4-4図）としている。

第4-4-4図では現行制度において経済変動を仮定した場合の調整終了後の所得代替率も示している。経済変動がある場合の調整終了後の所得代替率は、財政検証結果である経済変動がない場合に比べ、ケースⅠ～Ⅳについては若干低下、ケースⅤについては上昇する結果となっている。これは、経済変動により年金財政にプラスの影響を与える要素とマイナスの影響を与える要素があり、高成長、低成長によりそれらの影響の度合いが異なることから生じる結果である。

・プラスの要素

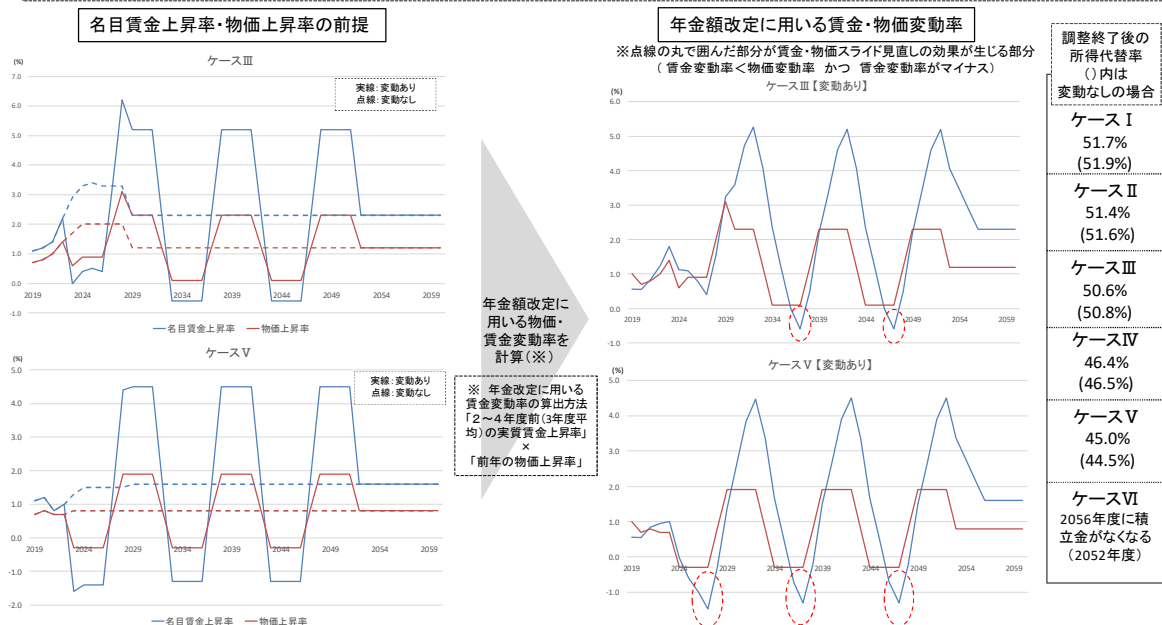
経済変動があることにより、賃金変動率<物価変動率となる年度が生じ、既裁定者の年金改定率の変動なしに比べ抑えられることによるもの。これは、低成長の場合に影響が大きくなる。

・マイナスの要素

経済変動があることにより、賃金変動率や物価変動率が小さい又はマイナスとなる年度が生じることで、マクロ経済スライドの名目下限による調整の遅れが起きることによるもの。例えばケースⅠ（物価上昇率 2.0%、実質賃金上昇率 1.6%）のような高成長の場合は、経済変動がない場合ではマクロ経済スライドが最大限適用されるが、経済変動がある場合は名目下限により調整が遅れることになる。

第4-4-4図 経済変動を仮定した場合の賃金・物価変動率

- 2019年財政検証の経済前提を基礎とし、物価・賃金に景気の波(10年周期、物価上昇率±1.1%、名目賃金上昇率±2.9%)による変動を加えて経済変動を設定。
 ○ 経済変動があるため、マクロ経済スライドがフルに発動せず、2016年年金改革法におけるマクロ経済スライドのキャリーオーバーの仕組みや賃金・物価スライドの見直しの効果が生じる状況となる。
 (注) 経済変動は調整終了後に所得代替率が変化しないよう2023年度～2052年度の30年間(周期3回)生じるものとする。



なお、この節において、特に断りの無い限り、経済前提は経済変動を仮定したものとされている。

参考試算の一つ目が、年金額改定ルールの見直しのうち、賃金変動に合わせて改定する考え方を徹底（以下、「賃金・物価スライドの見直し」という。）することによる効果である（第4-4-5図）。これは、現行の仕組み（2021(令和3)年度に施行される賃金・物価スライドの見直しを実施）と賃金・物価スライドの見直しを行わなかった場合を比較したものであり、マクロ経済スライドのキャリーオーバーの仕組みは両方に織り込んで試算したものである。

第4-4-5図 年金額改定ルールの見直し
（賃金変動に合わせて改定する考え方を徹底）による効果

○ 2019年財政検証の経済前提を基礎とし、物価・賃金に景気の波(10年周期、物価上昇率±1.1%、名目賃金上昇率±2.9%)による変動を加えて経済変動を設定
上記の経済前提において、年金額改定ルールの見直し(賃金変動に合わせて改定する考え方を徹底)「以下、賃金・物価スライドの見直し」による効果を試算。

	現行の仕組み 給付水準調整後の標準的な厚生年金の所得代替率	給付水準調整の終了年度	賃金・物価スライドの見直しを行わなかった場合	改正の効果
ケースⅠ (経済変動あり)	51.7% (2046) 比例: 25.2% (2021) 基礎: 26.6% (2046)		51.7% (2046) 比例: 25.2% (2021) 基礎: 26.6% (2046)	—
ケースⅡ (経済変動あり)	51.4% (2048) 比例: 24.9% (2023) 基礎: 26.5% (2048)		51.4% (2048) 比例: 24.9% (2023) 基礎: 26.5% (2048)	—
ケースⅢ (経済変動あり)	50.6% (2050) 比例: 24.5% (2025) 基礎: 26.1% (2050)		50.4% (2050) 比例: 24.4% (2025) 基礎: 25.9% (2050)	+0.3%
ケースⅣ (経済変動あり)	46.4% (2053) 比例: 23.2% (2031) 基礎: 23.3% (2053)		44.8% (2061) 比例: 22.6% (2032) 基礎: 22.2% (2061)	+1.7%
ケースⅤ (経済変動あり)	45.0% (2057) 比例: 22.7% (2032) 基礎: 22.3% (2057)		42.1% (2069) 比例: 22.0% (2034) 基礎: 20.1% (2069)	+2.9%
ケースⅥ (経済変動あり)	仮に、機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は2056年度に積立金 がなくなり完全な賦課方式に移行		仮に、機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は2050年度に積立金 がなくなり完全な賦課方式に移行	—

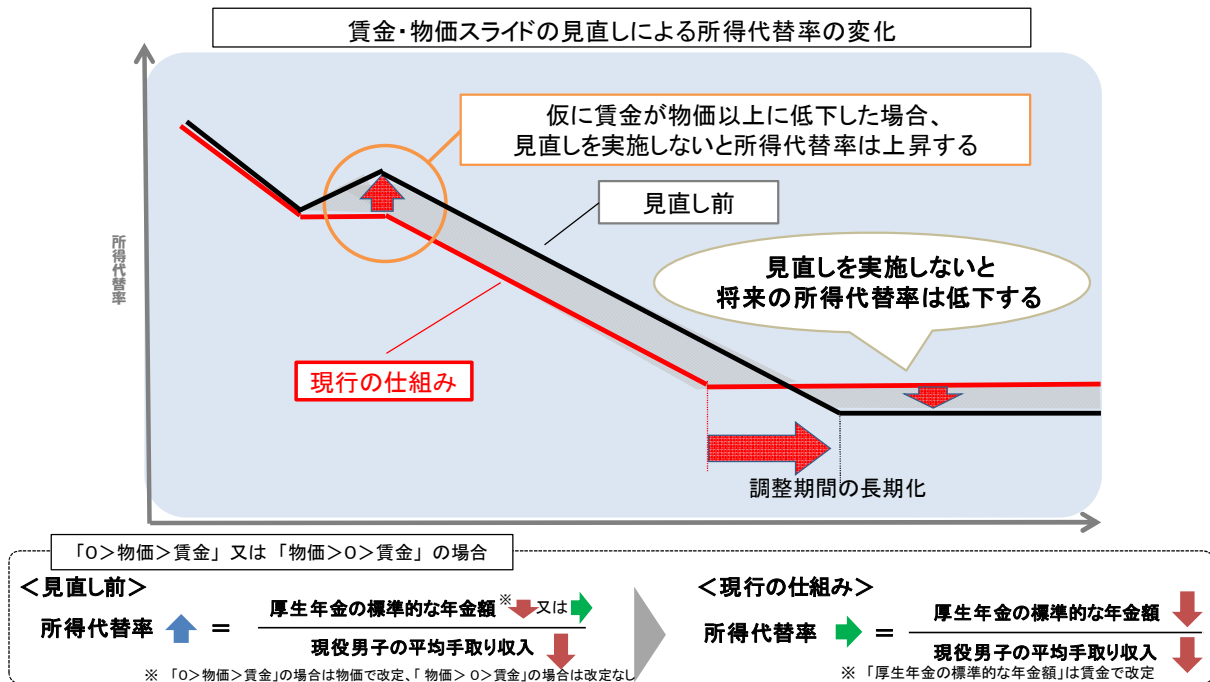
※ 経済変動があっても賃金変動率が名目でマイナスとなることがないためこの賃金・物価スライド見直しが適用されるケースがない。

注1: 人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)
注2: 経済変動は、調整終了後に所得代替率が変化しないよう2023年度～2052年度の30年間(周期3回)生じるものとしている。
注3: いずれのケースも2016年年金改革法におけるマクロ経済スライドのキャリーオーバーの仕組みは織り込んで試算している。
※新規裁定者の基礎年金額について、「現行の仕組み」/「賃金・物価スライドの見直しを行わなかった場合」で算出した比率は、賃金・物価スライドの見直しの効果が発生したその後、ケースⅢは、最大▲1.2%、平均▲0.7%(14年間)低下し、調整終了後は0.5%上昇(66年間)、ケースⅣは最大▲4.4%、平均▲3.0%(32年間)低下し、調整終了後は4.7%上昇(59年間)、ケースⅤは最大▲5.6%、平均▲3.7%(36年間)低下し、調整終了後は9.9%上昇(55年間)する。

改正の効果としては、物価変動が賃金変動よりも高い場合であっても、賃金変動に合わせて改定することになるため、年金改定率が抑えられることから調整終了後の所得代替率は上昇する結果となっている。特に低成長のケースでは、賃金変動率が物価変動率よりも小さくなる場合が多く、改正の効果も大きい。なお、ケースⅠ及びケースⅡは、経済変動があっても賃金変動率が物価変動率よりも小さくなることがないため、賃金・物価スライドの見直しが適用されることがないことから、改正の効果はないという結果となっている（影響のイメージは第4-4-6図）。

第4-4-6図 賃金・物価スライドの見直し影響

○ 経済変動があるため、賃金上昇率がマイナスとなる場合、賃金・物価スライドの見直しを実施しなければ足元の所得代替率が上昇する一方、将来の所得代替率が低下する。



参考試算の二つ目が、年金額改定ルールの見直しのうち、マクロ経済スライド調整の見直し（以下、「キャリーオーバー」という。）による効果である（第4-4-7図）。これは、現行の仕組み（キャリーオーバーを実施）とキャリーオーバーの仕組みを行わなかった場合を比較したものであり、賃金・物価スライドの見直しは両方に織り込んで試算したものである。なお、参考として、マクロ経済スライドによる調整がフルに発動される仕組みとした場合も試算している。

第4-4-7図 年金額改定ルールの見直し（キャリアオーバー）による効果

○ 2019年財政検証の経済前提を基礎とし、物価・賃金に景気の波(10年周期、物価上昇率±1.1%、名目賃金上昇率±2.9%)による変動を加えて経済変動を設定
上記の経済前提において、年金額改定ルールの見直し(キャリアオーバー)による効果を試算。
※試算の便宜上、2020年度からマクロ経済スライドの見直しを実施した場合として試算。

現行の仕組み		マクロ経済スライドのキャリアオーバーの仕組みを行わなかった場合		改正の効果	(参考)マクロ経済スライドによる調整がフルに発動される仕組みの場合
給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率		給付水準調整の終了年度			
ケースⅠ (経済変動あり)	51.7% (2046) 比例: 25.2% (2021) 基礎: 26.6% (2046)	51.4% (2049) 比例: 25.2% (2021) 基礎: 26.2% (2049)		±0.4%	51.9% (2045) 比例: 25.2% (2021) 基礎: 26.8% (2045)
ケースⅡ (経済変動あり)	51.4% (2048) 比例: 24.9% (2023) 基礎: 26.5% (2048)	50.8% (2052) 比例: 24.9% (2023) 基礎: 25.9% (2052)		±0.5%	51.7% (2045) 比例: 24.9% (2023) 基礎: 26.8% (2045)
ケースⅢ (経済変動あり)	50.6% (2050) 比例: 24.5% (2025) 基礎: 26.1% (2050)	50.0% (2056) 比例: 24.5% (2025) 基礎: 25.4% (2056)		±0.6%	51.5% (2045) 比例: 24.6% (2025) 基礎: 27.0% (2045)
ケースⅣ (経済変動あり)	46.4% (2053) 比例: 23.2% (2031) 基礎: 23.3% (2053)	43.0% (2077) 比例: 23.2% (2034) 基礎: 19.8% (2077)		±3.5%	48.5% (2048) 比例: 23.4% (2029) 基礎: 25.1% (2048)
ケースⅤ (経済変動あり)	45.0% (2057) 比例: 22.7% (2032) 基礎: 22.3% (2057)	仮に、機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は2065年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行		マクロ経済スライド調整により収支が均衡	48.0% (2049) 比例: 23.0% (2030) 基礎: 24.9% (2049)
ケースⅥ (経済変動あり)	仮に、機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は2056年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行		仮に、機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は2052年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行		41.8% (2061) 比例: 20.7% (2037) 基礎: 21.1% (2061)

注1: 人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)

注2: 経済変動は、物価・賃金に景気の波(10年周期、物価上昇率±1.1%、名目賃金上昇率±2.9%)による変動を加えて設定。

また、調整終了後に所得代替率が変化しないよう2023年度～2052年度の30年間(周期3回)生じるものとしている。

注3: いずれのケースも2016年年金改革法における賃金・物価スライド見直しは繰り込んで試算している。

改正の効果としては、キャリアオーバーの仕組みによりマクロ経済スライドの未調整分が比較的早期に解消されることから、キャリアオーバーの仕組みを行わなかった場合よりも調整終了後の所得代替率は上昇する結果となっている。特に低成長のケースでは、未調整分が多く発生することから改正の効果も大きくなっている。なお、参考に示しているマクロ経済スライドによる調整がフルに発動される仕組みの場合については、キャリアオーバーの仕組みよりも調整がさらに進むことから、現行の仕組みより所得代替率が上昇する結果となっている（影響のイメージは第4-4-8図）。

第4-4-8図 マクロ経済スライド調整の見直し（キャリーオーバー）の影響 （イメージ）

- 景気悪化時に発生するマクロ経済スライドの未調整分を、景気が改善したときに解消することにより、将来世代の給付水準の上昇につながる。

<キャリーオーバー導入によるマクロ経済スライドの調整期間の短期化と給付水準の上昇のイメージ>

